監査結果公表16-10号

平成 14 年度包括外部監査結果に基づく第 3 回措置の通知及び、平成 15 年度包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

平成 16 年 9 月 1 日

八尾市監査委員西浦昭夫同北山諒一同髙田寛治同西川訓史

記

1 措置の通知

平成 14 年度包括外部監査結果に基づく第 3 回措置の通知、及び平成 15 年度包括外部監査結果に基づく措置の通知

平成 16 年 8 月 27 日 企地第 108 号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号 八尾市監査事務局 電話 0729-24-3896(直通)

3 その他

措置の通知については、市役所 3 階の情報公開コーナー及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

企 地第 1 0 8 号 平成 1 6 年 8 月 2 7 日

八尾市監査委員 西浦 昭夫 様

同 北山 諒一 様

同 髙田 寛治 様

同 西川 訓史 様

八尾市長 仲村 晃義

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年7月26日までに講じた措置について別紙のとおり通知します。

記

平成14年度包括外部監査について

・監査の対象

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、 委託料及び財政援助に関する財務事務について

平成15年度包括外部監査について

・監査の対象 補助金の財務事務の執行について

・ 平成14年度包括外部監査についての改善帥などの内容

(1)財団法人八尾市清協公社について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づ (監査の結果に対する措置について

番号	項 目	監査の結果(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
	減価償却資産に関する費用処理 の方法について	固定資産は取得年度に取得額相当額の圧縮引当金を負債計上し、減価償却は未実施である。又、 貸借対照表上の固定資産簿価額が不適正である。	(継続して検討)	適正化に向け、改善方針を検討しています。
	退職給与引当金の計上不足につ いて	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給与引 当金として計上する必要がある。	(継続して検討)	改善方針を検討しています。
		契約を締結し、清協公社は受付業務担当者の業務量に応じた人件費を受け取る必要がある。	(措置済み)	平成16年度から実施します。

番号	項目	意見の内容(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	業者への委託契約事務について		契約方法の入札形態への見直しを図りました。なお、契約規程は平成16年度中に検討し、平成17年度から契約規定を定めます。	•
2	再任用制度について	清協公社における再任用制度対象者の任用期限は、八尾市の職員の制度より引き上げていることになっている状況であり、再検討する必要がある。	(継続して検討)	再任用については、労使の問題に関わることでもあり、十分協議の上で解決されていくべきものと考えており、八尾市清協公社将来計画策定検討委員会でも制度の検討を予定しています。
3	消費税等の処理について	消費税の処理について、収益は税込処理、費用 は税抜処理であり、統一されていない。	(継続して検討)	統一的な処理を行うべ〈検討しています。
4	八尾市と清協公社との委託契約 形態について	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を採用する。又、委託料算定には、退職金費用については当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固定資産費用については当年度の減価償却額を含めることが適切と考える。	(継続して検討)	平成14年度から契約書において実費精算を明確にしました。又、退職給与引当金繰入額及び減価償却額を委託料算定に含めることについては、現在、改善方針を検討しています。

5	清協公社の今後のあり方について ア)し尿収集業務のコストの適正 化と継続的削減について	し尿収集等業務は業務量測定の結果をもって適 正な委託料を算定し、当該金額までを計画的に削 減していく必要がある。	(継続して検討)	八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で検討 しています。
6	清協公社の今後のあり方について てイ)し尿収集業務以外の業務の段階的廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、 民間へ移行していくのが望ましい。	(継続して検討)	八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で検討 しています。
7	清協公社の今後のあり方について ウ)縮小スキームの早期確立について	清協公社を廃止に向け縮小していくため、早期退職優遇制度の創設、技能訓練・資格取得支援制度の創設、人件費抑制を目的としたワークシェアリングの採用等の縮小スキームを描く必要がある。	(継続して検討)	八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で検討 しています。
8	公益法人会計基準(表示に関する 部分)への準拠性について	公益法人会計基準で求められている注記(重要な会計方針、基本財産、次期繰越収支差額、資産及び負債の増減額等)を記載する必要がある。	(継続して検討)	公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいります。
9	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	会計基準に準拠した収支計算書、正味財産増減計算書の作成が必要。また、清協公社の会計規程第60条の改訂が必要。 会計基準に準拠した貸借対照表「正味財産の部」の表示が必要。会計基準に基づき基本財産勘定を別掲する必要がある。 営業権償却費の別掲が必要である。	(継続して検討)	公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいります。
10	情報公開状況について	出資法人の寄付行為、事業報告書及び計算書類等を八尾市ホームページ「外郭団体の財政一覧」上での情報開示する必要がある。	(継続して検討)	決算報告書及び事業概要等については、既に八尾市のホームページに掲載していますが、指摘の寄付行為等についても可能な限り対象を広げて掲載する方向で検討してまいります。
11	事業報告書の記載内容について	日本公認会計士協会「公益法人における事業報告書の記載例について」を参考にして事業報告書を作成し、八尾市民へ適切な情報を開示することが望まれる。	記載例を参考に平成15年度分から作成済です。 これに基づき情報を開示します。	記載例を参考にして事業報告書を作成するように 指導するとともに、作成後は情報を開示します。

(2)財団法人八尾市文化振興事業団[一般会計]について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づ (監査の結果に対する措置について

番号	項 目	監査の結果(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	預金口座の管理不備について	入場料口座 還付金口座 振替口口座について不明の預金残高の存在が見られ、また、適切な処理がされていない。各口座の入出金についての権限者の承認行為を含む管理体制の不備が見受けられる。残高について調査作業を継続するとともに、正しい処理を行うことが必要である。	の2口座の残高については、(財)八尾市文化振興事業団事務事業調査検討委員会(公認会計士や市職員及び財団役員等で構成)による調査に基づき、平成15年度決算において最終処理を行いました。 また、 及び の預金口座については事務改善等により既に廃止しました。	や市職員及び財団役員等で構成)による調査によ
2	棚卸資産の計上漏れについて	販売用物品が貸借対照表に資産として計上されておらず、根拠、記録保存のないまま無償配布された事例がある。棚卸資産として計上するとともに、物品の在庫管理等、適切な帳簿管理を行う必要がある。	平成15年4月1日に定めた「財団法人八尾市文化振興事業団物品販売にかかる事務取扱要領」の定めにより、取扱いを進めております。棚卸資産として計上しなかった4品目については各資産関連事業のPR等に利用いたします。	尾市文化振興事業団物品販売にかかる事務取扱 要領」を定め、指摘された各事項にかかる取扱の
3	退職給与引当金の計上不足につ いて	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規程の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	(継続して検討)	平成15年10月1日付八尾市監査委員からの措 置内容に対する再検討の申し入れを受け、関係 部局と協議・調整中です。

番号	項目	意見の内容(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	物品の管理について	市よりの受託管理物品について、事業団において 維持管理すべき物品の範囲及び維持管理の具体 的内容を明示することが望まれる。	平成15年度内に作業を終え、物品管理を行っています。	八尾市文化振興事業団との管理運営委託契約時 に、維持管理物品についての品目内容を明示した 別紙を添付しました。現物管理、台帳管理の正確 を期するため市と事業団で行っている物品確認調 査について平成15年度内に作業を終える予定で す。
2	自主事業で実施している主催公演について	自主事業について、多くの公演が収支不足の状況にある。自主事業に関与している職員の人件費も合わせるとさらに収支の悪化が見られる。自主事業においては、少なくとも収支均衡を目標に努力されたい。	自主事業については、市民ニーズの高い、集客の 見込める事業への展開を図り収支の差を縮めることについて努力していますが、当財団の設立趣旨 から考え、他の自主事業収入をあわせて均衡を図 ることとしております。	自主事業については、市民ニーズの高い、集客の 見込める事業への展開を図り収支の差を縮めることについて努力していますが、今後さらなる努力目標としてまいります。
3	文化会館及び生涯学習センター のあり方について	文化会館の運営における支出超過の減少対策が 求められる。事業団における、さらなる経常経費 削減が必要。施設管理の民間委託の検討、施設 の収支・利用状況の市民への公表等を行い、今後 の方向性を決定していくべきである。	事業団においては、さらなる経常経費削減に努力します。施設の収支・利用状況は毎年度発行の事業団の『事業概要』により公開いたします。施設の管理等については、指定管理者制度を視野に入れ、事業団の設立経緯も勘案し、検討してまいります。	事業団においては、さらなる経常経費削減に努力します。施設の収支・利用状況は毎年度発行の事業団の『事業概要』により公開いたします。施設のあり方については、事業団の設立経緯、存在意義など総合的な市としての文化振興政策のなかで検討してまいります。
4	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	受託事業において、事業を進める中で、文化振興事業団が1業者として業務を行うことがある。収入と支出を総額で計上するためであるが、自己に対する債権と債務は相殺して貸借対照表を作成する必要がある。なお、自己に対する債権債務の精算にあたり、その決済は会計伝票上のみで預金は動かす必要はないと考える。	現在使用の公益法人会計システム処理では、同一口座内においても入出金額を入力しなければならないため、現行通りの処理を行います。但し、請求額を預かり金口座に振替えることで経費の支出を行い、後日預り金口座より業者支払いと、その他の事業団収入を手数料収入として本口座へ振替えるように平成15年度に処理を変更したことにより、同一口座内での入出金処理はなくしました。	現在使用の公益法人会計システム処理では、同一口座内においても入出金額を入力しなければならないため、現行通りの処理を考えています。但し、請求額を預かり金口座に振替えることで経費の支出を行い、後日預り金口座より業者支払いと、その他の事業団収入を手数料収入として本口座へ振替えるように平成15年度に処理を変更したことにより、同一口座内での入出金処理はなくしました。
5		現金勘定以外の勘定(前払金、仮払金)で処理されている手元現金は、貸借対照表上は現金として表示する必要がある。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行いました。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行います。

6	公益法人会計基準(表示に関する 部分)への準拠性について	会計処理の都合によって生じた債権債務について、貸借対照表上、労働保険全体の部分については、文化振興事業団の対外的な未払金額のみを計上。個人負担分については「未収金」と「預り金に未払金に含まれている預り金相当額を加えた金額」とを相殺することが望まれる。		平成15年度決算から指摘通りの処理を行います。
7		総括表において相殺欄を設けて、一般会計の債権(特別会計への未収金)と特別会計の債務(一般会計への未払金)とを相殺し、相殺後の金額を総合計欄に記載する必要がある。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行いました。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行います。
8	情報公開状況について	出資法人の寄付行為、事業報告書及び計算書類等を八尾市ホームページ「外郭団体の財政一覧」上での情報開示する必要がある。八尾市文化振興事業団の収支計算書等が平成12年度のまま更新されていない。	収支計算書等については既に更新済です。計算書類以外のホームページ上の情報の開示については、平成17年度より行ってまいります。	
9	事業報告書の記載内容について	日本公認会計士協会「公益法人における事業報告書の記載例について」を参考にして事業報告書を作成し、八尾市民へ適切な情報を開示することが望まれる。		

(3)財団法人八尾市文化振興事業団(特別会計)について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づ(監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足について	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規程の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	(継続して検討)	平成15年10月1日付八尾市監査委員からの 措置内容に対する再検討の申し入れを受け、 関係部局と協議・調整中です。
2	物品の管理について	建設備品に該当する物品の管理につき、八尾 市財務規則に従って管理する必要がある。	(継続して検討)	建設備品に該当する物品の管理については、 現在関係部局とで調整しており、指摘事項に沿った改善を図るべく作業を進めております。

番号	項目	意見の内容(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	自主事業の生涯学習講座事業及びフィット ネス事業について	フィットネス事業については民間との競合を避けつつ、高齢者の健康増進寄与に特化し、利用者増や委託契約の見直し等収支改善策が必要である。また八尾市の3つのフィットネスクラブ全体につき再検討が必要である。生涯学習講座事業については、その目的に合った講座に特化し費用回収の仕組みを構築することが望まれる。	ウエルネス事業については、3つのフィットネス全体を運営するため、平成16年度から(財)八尾体育振興会へ移管を行いました。また、生涯学習講座事業については市民のニーズを的確に把握し内容を精査するとともに、費用回収に向け努力してまいります。	フィットネス事業については、指摘された意見を踏まえ、関係部局と調整を図り、平成16年度からの改善に向け調整を進めています。また、生涯学習講座事業については市民のニーズを的確に把握し内容を精査するとともに、費用回収に向け努力してまいります。
2	文化会館及び生涯学習センターのあり方について	生涯学習センターの運営における支出超過の減少対策が求められる。事業団における、さらなる経常経費削減が必要。施設管理の民間委託の検討、施設の収支・利用状況の市民への公表等を行い、今後の方向性を決定していくべきである。	事業団においては、さらなる経常経費削減に努力します。施設の収支・利用状況は毎年度発行の『事業概要』により公開いたします。施設の管理等については、指定管理者制度も視野に入れ、事業団の設立経緯も勘案し、検討してまいります。	事業団においては、さらなる経常経費削減に努力します。施設の収支・利用状況は毎年度発行の事業団の『事業概要』により公開いたします。施設のあり方については、事業団の設立経緯、存在意義など総合的に生涯学習推進政策のあり方のなかで検討してまいります。
3	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	ウエルネス事業未収金の表示については、3月31日時点で現金を受け取っているため、現金として表示する必要がある。	事業団の科目摘要では現金預金となっており、 預金額は事業団の資金としています。また、会 計システム上においても現金で入金した時点で なく、銀行口座に入金した日を入金日とみなし ており、年度末日の売上額は翌年度最初の銀 行営業日に口座へ入金するため未収金として 計上しています。以上により15年度は現行通り の処理を行いました。なお、ウエルネス事業に つきましては平成16年度から(財)八尾体育振 興会へ移管を行ないました。	事業団の科目摘要では現金預金となっており、 預金額は事業団の資金としています。また、会 計システム上においても現金で入金した時点で なく、銀行口座に入金した日を入金日とみなし ており、年度末日の売上額は翌年度最初の銀 行営業日に口座へ入金するため未収金として 計上しています。以上により現行通りの処理を したいと考えています。
4		現金勘定以外の勘定(前払金、仮払金)で処理 されている手元現金は、貸借対照表上は現金 として表示する必要がある。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行いました。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行います。
5		会計処理の都合によって生じた債権債務について、貸借対照表上、労働保険全体の部分については、文化振興事業団の対外的な未払金額のみを計上。個人負担分については「未収金」と「預り金に未払金に含まれている預り金相当額を加えた金額」とを相殺することが望まれる。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行いました。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行います。

- 7 -

6		総括表において相殺欄を設けて、一般会計の 債権(特別会計への未収金)と特別会計の債務 (一般会計への未払金)とを相殺し、相殺後の 金額を総合計欄に記載する必要がある。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行いました。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行います。
7	情報公開状況について	出資法人の寄付行為、事業報告書及び計算書類等を八尾市ホームページ「外郭団体の財政一覧」上での情報開示する必要がある。八尾市文化振興事業団の収支計算書等が平成12年度のまま更新されていない。		収支計算書等については既に更新済です。計算書類以外のホームページ上の情報の開示については、検討してまいります。
8	事業報告書の記載内容について	日本公認会計士協会「公益法人における事業報告書の記載例について」を参考にして事業報告書を作成し、八尾市民へ適切な情報を開示することが望まれる。	記載例を参考に、事業団において平成15年度の『事業概要』に指摘された項目について掲載し、情報の開示を行っております。	

(4)財団法人八尾体育振興会について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	財団法人八尾体育振興会職員互助会について	職員互助会運営につき、積極的かつ計画的な 事業遂行が望まれる。	(継続して検討)	互助会の目的である「職員相互の親睦と福祉 の増進」を図るため、積極的かつ計画的な事業 展開を図るよう指導してまいります。
2		職員互助会活動につき、議事録·予算書·決算書の保管、年度開始前の事業計画書·予算書作成、年度終了後の事業報告書·決算書作成とそれらの理事会での承認及び振興会への報告が必要である。	(継続して検討)	事業計画、収支予算書、事業報告、収支決算書を作成し、互助会理事会の承認のもと会員及び振興会へ報告するよう指導してまいります。
3	退職給与引当金の計上について	規程における引当金計上の明文化と引当金の 自己都合退職(普通退職)を前提とした算定へ の変更	(継続して検討)	財団としては、財政上の問題から、財源の一定確保のため、当面は特別退職を前提とした退職引当金の計上を考えているとのことであり、引き続き検討を行ってまいります。
4	山本球場駐車場用地の無償貸与について	無償貸与の再検討:振興会への市からの貸与の有償化もしくは振興会に適切な管理委託費を支払い、駐車場収入は市の収入とすることの検討が望まれる。	(継続して検討)	有料駐車場機能の整備を当該財団の財源で実施しており、自主事業の貴重な財源となっていることから、対策については、慎重に検討してまいります。
5	自主事業について ア) 一部のスポーツ教室及びフィットネス事業の民間との競合	スポーツ教室については、市民ニーズを的確に 把握し、民間事業会社では提供できない、ある いは不足する教室を開催する。	(継続して検討)	市民ニーズの的確な把握に努め、民間と競合しない、あるいは不足している教室等の開催に 努めてまいります。
6	自主事業について イ)スポーツ教室、フィットネス事業の収支 不足について	スポーツ教室については、その収支について十分検討したうえ、事業実施される必要がある。フィットネスについては、継続するのであれば収支改善を図るべく、費用削減や委託契約の見直しに取り組む必要がある。	(継続して検討)	スポーツ教室の内容を精査するとともに、フィットネス事業については、契約方法の見直し等により改善を図ります。
7	八尾市スポーツ施設のあり方について	利用料金の値上げや近隣市との施設共有化による費用削減等の検討が必要であり、早期に今後のあるべき方向性を決定することが望まれる。	(継続して検討)	八尾市立スポーツ施設運営審議会において、 検討してまいります。

(5)財団法人八尾市緑化協会について

番号	項 目	意見の内容(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	緑化協会の今後のあり方について	場所別(機能別)作業別管理の実施、緑化啓発 事業内容の随時見直しが必要である。	みどり室が以前から作成している「公園管理業務委託書 月別一覧」に発注額の欄を設けて把握できるよう平成15年8月から実施しています。 啓発事業については、新たに市民の有志による「花と緑に関する趣味の同好会」を立ち上げ実施しています。	務委託書 月別一覧」に発注額の欄を設けて把握できるよう平成15年8月から実施しています。

- ・ 平成15年度包括外部監査について改善措置等の内容
- (1)八尾市の補助金全般に共通した内容について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	財政課	八尾市補助金交付規則の制定	八尾市の補助金事務全般を規定する「八尾市補助金交付規則」がないため、各補助金事務実施部署において補助金制度別に作成されている補助金交付要綱の規定内容に統一性がなく、また、一部の規定に不備が見られる。「八尾市補助金交付規則」を制定する必要がある。	
3	財政課	補助金の管理手法(PDCAサイクルの活用)	補助金についてマネジメントサイクル(PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACTION(見直し))の考え方を補助金管理に導入することで、補助金の有効性がさらに確保されるものと考えられる。また、補助金に関する管理事務の実効性を確保するために「八尾市補助金管理マニュアル」を設けることを検討すべきである・評価方法について:補助金の評価について、所管課により毎年実施する第1次評価、第2次評価:内部の評価機関により3年に1回	づき、毎年度の予算編成において実施するとともに、概ね3年を目途に見直しをすることを考えています。 補助金の評価方法については、今後十分検討してまいり
4			実施する第2次評価、第三者評価委員会により3年に1回実施する 第3次評価を実施することが望まれる。 ・評価結果の公表:評価結果については八尾市民へ広〈公表し、行	
			政としての説明責任を果たすことが望まれる。 	
5			補助対象者の見直し:評価結果によっては補助対象者を見直す必要があるが補助対象者を公募(プレゼンテーション)により決定する手法に拠るべきか有効性の観点から検討することを期待する。	率的・効果的な事業執行になると考えられる場合は、検 討していく必要があります。
6			市民からの事業提案: 行政への市民参加をさらに進めるためにも、 市民から、八尾市の施策を達成するための事業提案を受け、当該事 業への補助を行うことも検討する必要があると考える。	まちづくりに関する市民の行政への参加意欲を高め、また、新たな市民活動を促進する観点からも必要なことであり、すでに一部で取り組みを実施しています。

(2)各補助金について

1) 八尾河内音頭まつり振興会補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱が未作成	当補助金について補助金交付要綱が作成されていない。これについ	現在改善方針につき検討を行っております。
			ては、事業内容の変更や協賛金増減等により、補助金額を増減せざ	
			るを得ないため、交付要綱を定めていないとのことであるが、「対象と	
			なる経費を定め、補助金額は予算の範囲で市長が別途定める」とし	
			て、それ以外の事務については要綱で規定すべきである。	
2		補助率の見直しが必要	平成 14 年度の八尾河内音頭まつり収支決算報告書によると収入	現在改善方針につき検討を行っております。
			26,034 千円のうち、補助金が 16,000 千円であり、収入に対する割合	
			は 61.4%である。八尾市「補助金等交付基準」によると「補助率にあ	
			っては原則 2 分の1以下とし、これを上回る補助率については、縮減	
			する」とある。補助率が高いことの妥当性(補助の必要性)について、	
			さらに検討されることが望まれる。	

2)地区集会所整備費補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	地域住民の総意であることを証明す	要綱第6条(7)において補助対象地区に提出を求める書類の1つと	現在改善方針につき検討を行っております。
		る書類の不備	して「地区集会所の整備が地域住民の総意であることを証明する書	
			類」を求めている。	
			平成 14 年度補助対象のうち 3 集会所において「地域住民の総意で	
			あることを証明する書類」として集会所管理運営委員会名簿等が提	
			出されているが、後に地区住民間で紛争が発生しないために、地区	
			住民総意の同意書を入手しておくことが望まれる。	
2		領収書原本の確認	要綱第 10 条(4)補助対象工事に係る費用を支払ったことを証明する	現在改善方針につき検討を行っております。
			書類として、領収書の提出を補助対象先に求めている。	
			平成 14 年度補助対象先のうち 1 集会所の改築工事については、領	
			収書の原本確認後コピーを保管していたが、領収書の原本を確認し	
			た旨を検査書類に記録することが望まれる。	

3)有功者会補助金

意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づ〈意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	秘書室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	補助金交付規則等に基づき、補助金交付要綱の改訂について、現在検討中です。
2		補助対象経費の明確化	本来、補助対象は市政研究に寄与する施設の見学費用等、研修に関するものに限るとし、それ以外に関するものについては、補助対象とすべきではない。また、補助金とは、本来、事業費の不足分の補助に限るべきであり、有功者会の組織維持に係る費用については補助対象とすべきでない。	補助対象経費のあり方について、補助金交付要綱の改訂に合わせ、現在検討中です。
3		補助効果の把握	事業報告書の内容は、有功者室の開放回数と利用状況、研修会の目的地のみの記載であり、有功者室開放や研修会参加により市政発展に寄与している事実(相談内容の開示、研修会報告書提出等)の把握ができない。事業報告書には効果の把握できる内容を記載させる必要がある。また、研修事業計画書の提出も求める必要がある。	事業報告書や研修事業計画書の記載事項について検討 します。

4)自治振興委員会補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照	現在改善方針につき検討を行っております。
			らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要があ	
			් දිං	
2		補助対象事業と受託契約内容の区	補助対象事業と受託契約内容の区分が不明確である。補助対象事	現在改善方針につき検討を行っております。
		分が不明確	業と受託契約内容を明確に区分することが望まれる。	
3		事務局が八尾市庁内にある団体へ	八尾市自治振興委員会の事務局は八尾市自治推進課内にあり、自	現在改善方針につき検討を行っております。
		の補助	治推進課職員が業務時間内で八尾市自治振興委員会事務局として	
			の業務を行っている。八尾市自治振興委員会への補助金は実際に	
			交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、というこ	
			とを認識し、当該人件費分を含めた補助の効果がどの程度のもので	
			あるかについて評価を行う必要がある。	

5)八尾市民自治研究所補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	地域経営室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	査のうえ改定の必要があるものについては対処するもの とします。
2		補助効果の測定	研究所の活動により、八尾市政へどの程度貢献したのか、数値指標での測定は実施していない。集会参加者数の把握はしているものの、補助金の効果指標としては利用していない。今後、八尾市政への貢献度(例えば、集会参加者、研究グループ数、研究内容の市政への利用度)を補助効果の測定指標とし、当補助金を再検討することが望まれる。また事業実績報告書には、補助事業の内容の記載のみならず、補助の効果の確認を可能とするような内容を詳細に正確に記載させる必要がある。	告書の内容を詳細かつ正確に記載するよう指導に努めて
3		研究助成制度の必要性	3 件しか研究助成金制度の利用者がいないことについては、 八尾市民に対して、当研究助成制度についてのアピールが不足している、 研究グループへの助成という現在の手法が有効ではない、という 2 つの理由が考えられる。 に対しては、「市政だより」において、研究グループ助成制度についての掲載を実施する等の方法で、市民へのアピールを実施することも1つの方法である。少な〈とも年1回は掲載することが望ましい。 に対しては研究者・グループへの助成制度でな〈、別の方法(研究論文を公募し、その賞金とする等)により、八尾市政に対して市民が取り組む機会を設ける手法がないか、検討する必要がある。 研究報告書については、作成後、八尾市政に何ら利用されていないが、今後は、八尾市職員、議員、市民に積極的に閲覧させ、八尾市の政策へ反映できる機会を与えるようにするべきである。	あり、支援決定を行っています。また、平成 16 年度は研究支援については、市政だよりに公募の記事を掲載しており、広〈市民の自主研究について支援を行う予定です。 また、研究報告書についても、市内部で積極的に活用し
4		余剰資金の妥当性	補助金は事業費不足分に対する補助とすべきであり、少なくとも運営費は会費等の自己収入から賄われるべきであると考える。余剰金が多額にある現在、余剰金を事業費の財源として使用し、補助金を減額することを検討すべきである。	
5		事務局が八尾市庁内にある団体へ の補助	研究所の事務局は八尾市企画調整部地域経営室内にあり、地域経営室職員が業務時間内で研究所事務局としての業務を行っている。研究所への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということを認識し、当該人件費分を含めた補助の効果がどの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。しかし、研究所の事務については、自主運営することを検討することが望まれる。	補助の効果について評価するとともに事務の自主運営について検討してまいります。

6)八尾市人権協会運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	人権調整課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	
2		収支決算書における支出明細の区 分把握、補助金未使用分の返還	協会では八尾市からの事業受託金(人権啓発関係業務等の受託料)の収入を計上しているが、予算書、決算書における支出明細は、これらの収入を財源とした支出も含まれている。したがって、補助対象経費分が把握できない。収支決算書における支出明細は、受託料と補助金に対応した分を各々区分することが望ましい。区分することで、補助金未使用による要返還分を把握することができる。補助金未使用分は返還することが望まれる。	の明確化を図るよう指導するとともに、その実現を図ります。 また、助成金の未使用分については、平成 15 年度決算 に基づき事業内容等を分析し、未使用分の返還について
3		検査の記録の未作成	年 1 回決算後に支出状況についての検査(領収書等の閲覧)を実施しているとのことであるが、その検査状況の記録が残されていない。 第三者にも把握できるように記録に残しておくことが望まれる。	平成 16 年度(平成 15 年度決算分)から、別紙「八尾市人権協会運営費助成金検査記録簿」に基づき検査を実施します。
4		退職積立金の計算根拠の不備	八尾市人権協会事務局には、事務局長1名(平成13年度以前から配属)と常勤職員1名(平成14年度から追加)が配属されている。補助対象としている事務局長に対し退職金制度は特に設定していないが、毎年200千円の退職積立金が計上されている。この200千円については、計算根拠がないとのことである。退職金制度を設定する等、退職積立金の計上処理に合理性を確保するようにすることが望まれる。	もに、その実現を図ります。 なお、毎年度の積立額については、前記退職金規定に基

7)人権擁護委員八尾地区委員会補助金

番号	所管課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	人権国際課	補助金交付要綱が未作成	当補助金に対して補助金交付要綱がない。補助事業の所管課の変更が多く、要綱を作らないままに現在に至ってしまったとのことである。 補助対象経費や補助に係る手続を規定した要綱が必要である。	

2	補助効果の未把握及び補助対象網	補助対象経費の主な内容は委員研修費である。支出証憑は事務局	委員研修の実施内容及び補助効果が把握できるよう平
	費の特定	へ提出され保管されているとは言え、研修内容の報告書はなく、市	成16年度研修分からは、研修報告書の提出を求めてい
		政への効果についての把握はない。補助効果が把握できるように、	ます。また、要綱上補助対象事業を限定したことに加え、
		研修報告書の提出を求めることが望まれる。	1 泊2日の宿泊研修とする場合には、その研修内容につ
		また、補助金とは本来、事業費の不足分に対するものに限るべきで	き十分検討し、両日研修を実施する場合に限り宿泊する
		ある。研修の場合、研修にかかわる交通費、宿泊費及び施設見学費	こととしました。
		程度の補助に限定し、それ以外の支出については委員の自己負担	
		とすることが求められる。また、1 泊 2 日の研修については、2 日とも	
		研修を行うことが望まれる。	
3	補助の必要性	人権擁護委員の活動内容に応じ、補助のあり方を見直す必要があ	補助対象事業を基本的人権の擁護に関連する図書購入
		る。補助金額の算定根拠は9人の委員×2万円=180千円とのこと	費や研修費(交通費、宿泊費、施設見学費)に特定し、
		であるが、1人あたり2万円とした根拠がない現状から、補助対象事	「人権擁護委員八尾地区委員会補助金交付要綱」第3条
		業を特定することが望まれる。具体的には、補助すべき事業を基本	に明記しました。また、それ以外の経費は委員から会費と
		的人権の擁護に関連する図書購入費や研修費(交通費、宿泊費、施	して徴収しています。
		設見学費)に特定し、それ以外は委員から徴収する会費で補うべき	
		である。	

8)校長会に対する(人権)研修助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

` '				
番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	人権教育室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照	指摘を受けた項目について、補助金交付要綱を改訂しま
			らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要があ	した。市で新たに示された「補助金等交付基準」と照らし
			3.	合わせ、さらに改訂すべき点があるか検討してまいりま
				す。

9)八尾市人権教育研究会助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	人権教育室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	

10)八尾市女性団体連合会に対する助成金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習推進室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市女性団体連合会補助金交付要綱を策定しました。

2	余剰金の返還条項について	助成金の交付目的は運営費補助であり、助成金の交付目的から判断して余剰が生じた場合には返還を求めるのが当然であることから、内規又は「社会教育活動(女性団体活動)の助成金交付について」或いは「交付指令書」において返還条項を明確に記載すべきである。	当該補助金は社会教育団体の運営費補助であるが、今後要綱において補助金の使途科目を明確にしつつ、返還条項の挿入を行って参ります。
3	余剰金についての概念の明確化	返還条項の新設に関連して、返還を求めるべき余剰金についての概念を明確に定める必要がある。	使途科目を設定した条項で余剰金の概念が明確になりま す。
4	助成金額の算定根拠の明確化	内規における助成目的の表現が包括的であり、さらに助成金額の 算定に関する規定が無いことから、助成目的とそれを達成するため に交付する助成金額の関係が不明瞭であり、毎年度の助成金額が 前年度の金額を踏襲した固定的なものとなっている。 連合会にとって事務費負担を含むすべての活動がボランティア活動の対象であるのならば、運営費補助という趣旨での助成は不要な ものとなる。ボランティアベースとはいうものの、社会的意義が認められる日頃の活動の拠点としての意味でその存在が必要な事務局の 運営維持を図るために、行政が財政的な困窮状態に対する救済として で積極的に助成を図るという趣旨からは助成金額は運営費の不足分ということになる。したがって、運営費補助は限定的に考えるべき であり、明確な助成金の算定根拠と算定方法が求められるところである。	み予算の定める範囲において長年に渡る活動の円滑化 を図るために助成制度を確立していく必要があると考えま

11)財団法人八尾市国際交流センター補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	人権国際課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照	H16 年6月 30 日付の八尾市補助金交付規則を受け、補
			らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要があ	助金交付要綱を改訂中です。
			る。	
2		補助対象の検討	現在、国際交流センターに対しては運営費補助を行っており、職員	外部監査からの指摘をふまえ、事業に要する費用の積算
			の人件費(職員活動旅費を含む)、初度調弁費、その他市長が必要	方法(人件費含む)について、国際交流センターと協議し
			と認めた費用を補助対象としている(要綱第 2 条より)。しかし、実際	ながら、検討を進めてまいります。
			に平成 14 年度の補助内容を把握したところ、センターの人件費及び	
			基本財産の金利低下による補填分であった。国際交流センターは八	
			尾市民の国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、国	
			際平和に貢献することを設立趣旨とし、地域における「市民レベルの	
			国際交流」を展開している。したがって、行政の補完的要素があり、	
			運営費補助とすることも理解できる。しかし、セミナー等の参加者収	
			入確保対策を採用する等、収入の増加対策と運営の効率化によるコ	
			スト削減に努めることが望まれる。その一つとして、事業に要する正	
			確な費用を把握するために、人件費についても事業別に配分するこ	
			とが必要である。	

3	補助金交付申請書内訳の書式統一	出向職員労災保険料については、補助金変更申請時には交付申請	補助金交付申請書と補助金変更申請書の内訳の書式統
		内容として記載されていない。この理由については、当初は出向職	一について現在作業を行っております。
		員労災保険料を八尾市は交付決定し、補助対象として交付していた	
		が、年度末には実際に出向職員労災保険料を国際交流センターは	
		負担しているにもかかわらず、国際交流センターから八尾市への申	
		請漏れであったとのことである。八尾市としては補助金変更申請書	
		の内容検査の漏れである。	
		このような検査の漏れが発生した理由としては、補助金交付申請書	
		と補助金変更申請書の内訳書の書式が異なっていたためであった。	
		今後、補助金交付申請書と補助金変更申請書の内訳書の書式を統	
		一し、このようなことが生じないようにすることが望まれる。	
4	補助効果の測定	当財団法人に対する運営費補助を行うことによる効果が指標数値化	外部監査からの指摘をふまえ、参加者へのアンケートの
		することなどにより把握されていない。当財団法人開催の研修会・学	実施など、事業実施の効果を把握する手法を国際交流セ
		習会等の参加者数の把握のみならず、国際理解についての市民や	ンターと協議しながら、検討を進めてまいります。
		研修会参加者に対するアンケート等による指標数値化などを検討す	
		べきである。今後は、数値指標を設定後、その指標を測定することで	
		効果を把握し、その結果に応じて当補助の事業内容や補助金額を	
		随時検討することが望まれる。	

12)八尾市職員自主研究グループ助成金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照	補助金等交付基準に示されたように、補助金交付要綱
			らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要があ	については、内容の精査及び検討を進めてまいります。
			వ .	
2		研究グループの参加者募集方法の	研究グループの活動内容は人事課職員課ニュース「いきいき職員通	市職員による活動が中心であるが「市民との協動」「パ
		検討	信」(八尾市職員を対象に配布)において開示され、当ニュース閲覧	ートナーシップ」が叫ばれるなか、市民とともに活動を推
			によりグループの研究内容が把握でき、希望者は参加することが可	進するグループについて、過半数を市職員とした主体制
			能である。しかし、「いきいき職員通信」以外にはグループ活動内容	を維持するとともに、市民メンバーの公募を必要とするグ
			を開示していないため、市職員以外の者が当グループの存在を知る	ループについては、市政だより等で活発な参加がなされ
			ことができない。したがって、市職員以外の者がグループに加入する	るよう、各グループに対して働きかけを行ってまいります。
			機会は市職員からの情報入手しかなく、市職員の関係者が参加して	また自主研究グループ本来の主旨についても検討を加え
			いるのが実態である。参加者の多様化によりさらなる研究内容・資質	るとともに、今後助成金廃止も視野に入れながら、多面的
			の向上をめざし、研究成果を施策に反映させるためには「いきいき職	に精査検討を行ってまいります。
			員通信」だけでなく、他の広報手段にも拠ることが望ましい。そのた	
			めにはまず、「市政だより」にも掲載し、さらに積極的な市民の参加も	
			求めたほうがよいと考える。	

3	八尾市施策と補助効果との明確化	毎年度末後、各研究グループは自主研究活動成果報告書を職員長	自主研究グループの目的は職員の啓発意欲を高揚さ
		に提出している。自主研究活動成果報告書では、研究活動内容や、	せ、資質の向上を図るなど研究の成果を施策に反映させ
		市政への影響内容、活動目標達成度を記載している。当該補助は、	るものであり、本来自主的な研究活動を促すのがねらい
		研究の成果を事業に反映するなど市政の発展に資することを目的と	であります。市の施策のために時間内に研究させている
		しており、活動成果報告書においても施策との関係について記載し、	ものでなく、むしろ知識の底上げ、市政の発展に資するも
		さらに市政に対する提案も求めたほうがよいと考える。	のと考えます。今後は研究による市政に対する提案等の
		一方、活動目標は各研究グループが補助交付申請時に設定してお	働きかけなど、そのあるべき姿についてより明確となるよ
		り、自主研究活動成果報告書において活動目標達成度がパーセント	う、助成金の廃止、存続についても整理・検討を進めてま
		で記載されている。この目標が八尾市政のどの部分にどの程度寄与	いります。
		しているか、貢献度を評価させるなど、施策との関連性やコスト意識	
		を喚起する工夫が必要である。	
		また、当補助金の目的の一つとして、「研究の成果を施策に反映させ	
		るなど市政の発展に資する」が挙げられるが、「市政発展に資する」	
		活動とは何か、明確に活動を規定しておくことも必要があると思われ	
		వ .	

13)国民健康保険保険料納付組合助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	保険年金課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	110-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-

14)社会福祉協議会運営費補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照	平成 16 年度中に改訂、次年度より適用する予定です。
			らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要があ	
			රි.	
2		補助金交付時期の見直し	要綱には補助金の概算払いの規定はないが、精算に関する記載が	平成 16 年度より四半期分交付 < 4月(4~6月分)、7月
			あることから、概算払いを容認しているものと推定できる。	(7~9月分)、10月(10~12月分)、1月(1~3月分)>
			現在、補助金の交付は、4月と10月に各2分の1交付し、補助金交	を実施しています。
			付済額と実績額とが異なる場合は、事業終了後に精算している。	
			当該補助は人件費補助であり、給与は毎月支払うものであるため、	
			半年分もの資金が一括して必要なものではない。	
			今後は、要綱に概算払いの規定を設けるとともに、実務としては協議	
			会に人件費の支払予定表の提出を求め、人件費の支払時期に合わ	
			せて交付することが必要である。なお、事務効率を勘案して、毎月交	
			付ではなく、2カ月分交付、四半期分交付も検討に値する。	

3	協議会の正しい運営費の把握及び	協議会の事務に従事している八尾市職員2名の給与については、従	制度的には職員派遣(一部事務従事)のあり方に付随す
	補助金交付の透明性について	前は協議会から職員に支払われていたが、平成 14 年度からは八尾	る課題であり、4と含めて検討してまいります。
		市から職員に直接支払うことに変更された。また、従前から八尾市嘱	
		託職員で協議会の事務に従事している者 2 名の給与は八尾市から	
		職員に直接支払われている。	
		これらの者の人件費は、本来は協議会が負担すべきもので、その人	
		件費を八尾市から協議会へ補助することになる。現在の処理では、	
		補助金がその部分少なくなっている。また、補助金の交付は、予算に	
		計上し議会承認を得たうえで執行するものであり、当該職員人件費	
		も補助金としての議会承認を受けるべきである。	
		現在の方法では、協議会の正しい運営費が把握できないとともに、	
		八尾市から協議会への補助金について正しい手続きをとっておらず	
		補助金交付の透明性に問題がある。	
4	協議会の事務を行う一般職職員に	現在 2 名の八尾市職員が八尾市社会福祉協議会の常勤職員として	現在、八尾市職員を一部事務従事職員としているところ
	関する手続きの適正化	協議会の業務に従事しているにかかわらず、一部事務従事者として	であるが、業務内容・実態等を十分検討した中で指摘の
		取り扱われ、市から給与の全額を支給している。八尾市においては、	同規則においても職員を派遣できる団体として位置づけ
		派遣法をうけ、「八尾市公益法人等への職員の派遣等に関する条	られていることも踏まえ、人事課と協議を進めてまいりま
		例、及び同規則」を制定している。当該職員についてはその業務実	ं कुं.
		態を踏まえ、これらの法律及び条例に従って、手続を適正化すべき	
		である。	

15)小地域ネットワーク活動推進事業補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づ〈意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成 16 年度中に改訂、次年度より適用する予定です。

16)地域福祉権利擁護事業補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成 16 年度中に改訂、次年度より適用する予定です。

17)在宅福祉サービスネットワークシステム運営費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づ〈意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成 16 年度中に改訂、次年度より適用する予定です。

18)地域福祉推進基金助成金

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づ(監査の結果に対する措置について

番号	所 管 課	項目	監査の結果(要旨)	措置の内容と改善の方針
1	福祉政策室	助成金交付に当たっての手続き不	要綱によると、補助金交付対象は前年度に助成金の交付を受けて	平成 16 年度中に要綱を改訂するとともに、次年度分より
		備	いないことを原則としているが、事業の性格上特に必要があると認め	運営委員会の審査に付し、承認を得る予定です。
			られるものについては、この限りでないとされ、その判断は八尾市地	
			域福祉推進基金運営委員会の審査によるものとしている。運営委員	
			会のメンバーが参画する「保健福祉部の部連絡会」において、当該	
			補助事業の実施承認がされているが、事業全体を承認している現在	
			の方法では規定どおりと言えない。要綱の規定どおり、運営委員会	
			の審査に付し、委員会の承認を得る必要がある。	

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	事業の活性化について	現在の基金事業は協議会へのボランティア活動助成のみである。協	平成 16年度中に要綱の改訂を予定。次年度より、社協の
			議会のボランティア活動の一環として、協議会からボランティア連絡	ボランティア活動助成事業以外にも、基金の趣旨並びに
			会や各ボランティア団体へ助成金が交付されており、これらボランテ	寄附者の意向の反映及び活性化と、地域福祉推進体制
			ィア団体の活動は活発であるが、多額な基金を有しながら、助成先	の強化を図るべく、地域福祉住民活動助成事業を新規に
			が 1 件のみというのでは基金の目的を達成しているとは言い難い。	設置し、住民の自主的な活動へ助成することを検討して
			早急に、事業を活性化するための検討を行う必要がある。	います。また、運営委員会の構成員についても学識経験
			第一に、運営委員会の任務は助成金の交付決定のほかに、「基金	者など民間の社会福祉関係者の追加を考えています。
			の運営に関すること」「助成事業に関すること」と基金運営の基本事	
			項を決定する任務がある。現在の運営委員会の組織は、八尾市の	
			保健福祉部長を委員長とし、委員5名もすべて八尾市の福祉関連課	
			の課長であり、行政内部の者で組織されている。基金の設置の趣旨	
			が、「福祉ニーズの多様化と普遍化に対応するため」であることに鑑	
			み、委員にも民間の社会福祉関係者を加えることが必要と考える。	
			第二に、基金事業の対象は4事業あるにもかかわらず、現在はボラ	
			ンティア事業のみしか実施されていないことを改善する必要がある。	
			担当課では、基金の使用が「先駆的事業」に限られていることからそ	
			れに該当する事業が見つからないとしているが、基金の趣旨の中に	
			「開拓的・実験的実践の奨励」とあり、失敗を恐れずに新しい事業を	
			取り入れていくことが望まれる。そのためには、現在八尾市で実施し	
			ていない事業という条件で民間から広く事業の提案を募ることもひと	
			つの方法である。	
			第三に、資金であるが、八尾市地域福祉推進基金条例では、基本的	
			には基金の運用益を事業に充てるとしているが、基金の一部を処分	
			して事業に充てることもできるとしている。平成 14 年度の運用益は 2	
			百万円程度であり、これのみでは大きな事業はできないが、平成 14	
			年度末において 9 億円を超える基金残高がある。仮に、基金を取崩	
			し事業に充当するとした場合、毎年取崩額 10 百万円で 90 年間、20	
			百万円で 45 年間事業を継続することができる。まずは、活発な事業	
			実践を最優先することが重要であり、資金確保のためには計画的な	
			基金の処分も検討に値する。	

19)民生児童委員協議会活動費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づ〈意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成 16 年度中に改訂、次年度より適用する予定です。

20)献血推進協議会補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	健康管理課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	

21)社会福祉協議会補助金(福祉団体助成金)

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成 16 年度中に改訂、次年度より適用する予定です。
2		八尾市遺族会:補助金の廃止に向けた検討	遺族に対する補償は国全体の問題であり、法律において決められた 補償がなされているはずである。戦後50年以上経過した現在におい て、遺族の結束・福祉増進を地方公共団体が行政目的に掲げている とは考えにくい。当該団体が、遺族という立場をもって、広く社会に対 して平和をアピールする団体であるならばそれなりに公益性が認め られるが、現状の活動には公益性を認め難い。 また、財源面においては、会費収入で十分に足りており、資金残高 は十分にある。 以上より、同会に対する補助金は公益性の観点から問題であり、か つ同会は補助金がなくても自主財源で運営できるものであるため、 補助金は廃止すべきである。	平成 16 年度より補助金を廃止しました。
3		八尾市遺族会:事務局業務につい て	八尾市遺族会の事務所は八尾市保健福祉部福祉政策室に置かれており、会の事務局業務を福祉政策室担当者が実施している。 会の活動は自主財源で実施すべきことと併せて、会の事務も自らが 実施すべきである。	事務局業務のあり方については、現在までの経過等十分 勘案した上で今後も検討を進めてまいります。

			まさい ケウナルモタインエレ シケウムンマジョンサ
4	八尾地区保護司会:補助金の見直	平成 14 年度の事業報告及び収支決算書を見ると、費用の中には自	
	U	主財源で賄うのが適当と考えられる総会費や新年交礼会費等も含ま	
		れている。また、財源として会費収入やその他からの補助もあり、支	は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予
		出総額は 4,548 千円と八尾市の補助額の約 10 倍、繰越金は 495 千	定です。
		円である。	
		すべての団体の活動は、自主財源で行うことが基本であると考える	
		が、保護司会については、効率的運営を行ってもなお資金不足が発	
		生する場合に、八尾市からの補助金が認められると考える。なお、八	
		尾市から補助する場合は、できる限り事業を特定した補助とし、事業	
		特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定することが必要	
		である。	
5	八尾地区保護司会:事務局業務に	八尾地区保護司会の事務所は八尾市保健福祉部福祉政策室に置	保護司法の改正に伴い、保護司活動が地域社会に密接
	ついて	かれており、会の事務局業務を福祉政策室担当者が実施している。	に結びついていることから、地方公共団体との協力関係
		この業務代行は補助額に表れていないが、本当であれば業務を金	を築くことが明記されたものであります。そのため、本市
		額評価して現物補助として補助額に含めるべきものである。同会へ	においても、事務局を担当することにより協力関係を果た
		の補助金額が現状で妥当なのか、いくらが妥当なのかを検討するこ	してきたものであり、現段階では一定の事務局機能を果
		とが必要である。	たしていく責務が生じていると考えています
		会の活動は基本的に自主財源で実施すべきこと以上に、会の事務	
		は自ら実施することが必要と考える。	
6	八尾市傷痍軍人会:補助金の廃止	会の目的には「平和に寄与」という社会への貢献が含まれているが、	平成 16 年度より補助金を廃止予定であり、現在協議中で
	に向けた検討	実際の活動は相互扶助のものが中心で、社会活動は関係団体が主	
		催する行事への参加のみであり、広〈社会に対して貢献するという公	
		益的活動が見られない。したがって、戦後 50 年以上経過した現在に	
		おいては、同会会員の福祉に資する活動は自主財源を持って行うこ	
		とを原則とすべきである。同会は財源的に余裕があるとは言えない	
		が、補助開始(昭和50年以前)から30年近〈経過していること、及び	
		戦後 50 年以上経過した現在においては、同会会員の福祉に資する	
		活動は自主財源を持って行うのが原則であり、八尾市が補助を続け	
		るには公益性の観点から説明がつかない。以上より、同会に対する	
		補助金は廃止すべきである。	
		一間を対するとは、人の人の人の	

7		八尾盲人福祉協会:補助金の廃止	視覚障害者は、健常者と比べハンディを負っている者であり、これら	平成 16 年度より補助金を廃止しました。
		に向けた検討	の者の福祉増進を支援するため補助することは、行政目的に適い、	
			公益性もあるものと認められる。	
			しかしながら、平成14年度収支計算書によると、同会はガイドヘルパ	
			-派遣事業等委託収入が 27,203 千円あり、その他寄附金、会費等	
			の収入を計上し、当年度収支差額は 788 千円の黒字となっており、	
			次年度繰越金も 3,032 千円存在する。	
			同会のような障害者の福祉のための会においても補助金に頼るので	
			はなく、自主財源を持って会を運営することが望ましく、同会はまさに	
			そのお手本となるものと思われる。	
			同会はすでに独り立ちしており、八尾市の補助の目的は達成したも	
			のと考えられる。運営費補助は運営費が自主財源で不足する場合	
			に認められるものであり、現在においては同会への運営費補助は認	
			められるものではない。同会においても、八尾市からの 50 千円の補	
			助を頼りにしているものとは思えないため、廃止しても支障ないもの	
			と考える。	
8		八尾市母子寡婦福祉会:補助金の	母子家庭においても他の家庭と同様に、会員の親睦、相互の慰安等	平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助
		見直し	は自主財源によることが基本である。市からの補助が認められるの	から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合
			は、母子家庭が他の家庭に比べ持っているハンディをカバーする活	は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予
			動に対するものである。現在の活動内容で見ると、能力向上のため	定です。
			の活動である「大阪府主催のリーダー養成研修会ほか各種研修会	
			への参加」が該当すると考える。	
			次に、財源について見ると、平成 14 年度収支決算書によると、収入	
			は八尾市からの補助金を除き 1,032 千円、一方支出は 1,081 千円で	
			あり、49 千円の不足となっており、258 千円もの補助金は必要なかっ	
			たことになる。 繰越金は、 平成 14 年度末で 1,693 千円有している。	
			以上のことから、八尾市の補助金は運営補助とするのではなく、母	
			子家庭の能力向上、自立支援活動等の事業費に対する補助とし、そ	
			の額は、八尾市の補助予算と同会の年度収支不足額との少ない方	
			の額を上限とすべきである。	
9	子育て支援課		会の事務局は八尾市保健福祉部子育て支援課に置かれており、会	
		務について	の事務局業務を子育て支援課担当者が実施している。	行われています。必要最小限の支援は今後も継続すべき
			会の本来活動は自主財源で実施すべきことと併せて、会の事務も自	と考えます。
			らが実施すべきである。	

10	福祉政策室	ふたば里親会:補助金の見直し	平成 14 年度の事業報告書によると、主な活動内容は、業務関連研	平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助
			修会参加、レクリエーション及び会運営のための総会・役員会等であ	から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合
			る。	は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予
			これら活動のうち会運営活動を除き、自己研鑽、里子の福祉増進活	定です。
			動等は公益性が認められるものである。しかし、自己研鑽及び里子	
			の福祉増進活動は里親制度目的の中に包含されるものであるため、	
			出来る限り制度内の財源で実施すべきものと考える。	
			次に、財源について見ると、平成 14 年度会計収支決算書によると、	
			収入は市からの補助金を除き 391 千円、一方支出は 393 千円であ	
			り、2 千円の不足となっており、30 千円までの補助金は必要なかった	
			ことになる。繰越金は、平成 14 年度末で 303 千円有している。	
			以上のことから、現状の活動状況においては、市の補助金は会運営	
			を除き事業活動のための補助とし、その額は、市の補助予算と同会	
			の年度収支不足額の少ない方の額を上限とすべきである。	
11		八尾市障害児者問題協議会:補助	平成 14 年度の事業報告書によると、主な活動内容は、定例会開催	平成 16 年度より補助金を廃止しました。
		金の廃止に向けた検討	による各種問題の検討、バリアフリー見学会及び夏の夕べ、クリスマ	
			スの集い等の催しである。同会の目的及び活動は、公益性が認めら	
			れるものと考える。	
			次に、財源について見ると、平成 14 年度決算報告書によると、収入	
			は八尾市からの補助金を除き 143 千円、一方支出は 499 千円で、	
			356 千円も不足している。しかし、平成 13 年度の事業費は 228 千円	
			であり、毎年多くの不足金を出しているのではないようである。また、	
			繰越金は、平成 14 年度末で 5,684 千円と多額である。この額は年間	
			活動費を 500 千円とすると 11 年分に相当する。以上のことから、同	
			会活動の公益性は認められるものの、運営補助金は資金不足の場	
			合に認められるものであり、多額の繰越金がある間は八尾市の補助	
			金は不用であり、補助金を廃止すべきである。	

		 *	
12	八尾市原爆被害者の会:補助金の	平成 14 年度の事業報告書によると、主な活動内容は各種研修会参	
	見直し	加、被爆者検診支援等である。被爆者問題は戦後 50 年以上経過し	
		ているが、現在なお続いている社会問題である。よって、同会の目的	
		及び活動は、公益性が認められるものであると考える。	定です。
		次に、財源について見ると、平成 14 年度収支決算書によると、収入	
		は市からの補助金を除き 902 千円、一方支出は 1,009 千円で 106 千	
		円不足している。しかし、平成 13 年度の事業費は 881 千円であり、	
		支出は年度によりバラツキがあるようである。支出内容は研修会費	
		や通常の運営費のほかに総会費や寄附金もある。また、繰越金は、	
		平成 14 年度末で 1,482 千円存在する。	
		以上のことから、同会活動の公益性は認められるものの、運営費補	
		助とすると使途が特定されないことから事業費補助とし、その額は、	
		市の補助予算と同会の年度収支不足額との少ない方の額を上限と	
		すべきである。なお、繰越金の多寡も考慮に入れるべきものと考え	
		る 。	
13	八尾市肢体不自由児者父母の会	平成 14 年度の事業報告書によると、主な活動内容は、定例会の開	平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助
	補助金の見直し	催、全国大会参加及び関係団体の会合・催し・各種大会への参加等	から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合
		である。	は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予
		同会は市内全域の肢体不自由児者の保護者を対象としており、障害	定です。
		者問題を目的として活動することは、公益性が認められるものであ	
		3 。	
		次に、財源について見ると、平成 14 年度収支決算書によると、収入	
		は市からの補助金を除き 174 千円、一方支出は 240 千円で 66 千円	
		不足となっており、市からの補助金 56 千円も当年度に必要であった	
		ことになる。しかし、平成 13 年度の事業費は 145 千円であり、支出は	
		年度によりバラツキがあるようである。支出内容は研修会費、全国大	
		会参加費、通常の運営費のほか、他会への会費及び総会費等があ	
		る。繰越金は、平成 14 年度末で 796 千円有している。	
		以上のことから、同会活動の公益性は認められるものの、運営費補	
		助とすると使途が特定されないことから事業費補助とし、その額は、	
		八尾市の補助予算と同会の年度収支不足額との少ない方の額を上	
		限とすべきである。なお、繰越金の多寡も考慮に入れるべきものと考	
		える。	
14	八尾市身体障害者福祉会:補助金	同会のような障害者の福祉のための会においても補助金に頼るので	
	の見直し	はなく、自主財源を持って会を運営することが望ましく、収益事業の	
		拡大により、早く自立することが望まれる。	は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予
		同会活動の公益性は認められるものの、運営費補助とすると使途が	定です。
		特定されないことから事業費補助とし、その額は、八尾市の補助予	
		算と同会の年度収支不足額との少ない方の額を上限とすべきであ	
		る。なお、繰越金の多寡も考慮に入れるべきものと考える。	

		_:	
15	八尾市聾者福祉会:補助金の見直	平成 14 年度収支決算書によると、収入は八尾市からの補助金を除	平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助
	U	き 447 千円、一方支出は 477 千円で、30 千円の不足となっている。	から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合
		なお、収入の中に事業費収入140千円、支出の中に事業費230千円	は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予
		の記載があり、事業で損失が発生しているのは疑問となるところであ	定です。
		る。	
		同会の活動の公益性は認められるものの、運営費補助とすると使途	
		が特定されない。特定の公益活動の補助とするか、運営費補助とす	
		る場合でも補助対象経費を特定し、補助額は八尾市の補助予算と同	
		会の年度収支不足額との少ない方の額を上限とすべきである。	
16	大阪スモンの会八尾分会∶補助金の	当該補助は、大阪スモンの会に加入している八尾市在住の数名の	平成 16 年度より補助金を廃止しました
	廃止に向けた検討	者に補助しているものである。平成 14 年度決算書によると、収入は	
		当該補助金と大阪スモンの会からの活動助成金 16 千円である。支	
		出は、事務通信費 4 千円のほかは、行事参加交通費 17 千円、入院	
		者見舞交通費 5 千円、交流会費 30 千円であり、事務通信費を除き、	
		個人給付に近いものである。	
		大阪スモンの会は、活動報告によると活発な活動をしているようであ	
		るが、八尾分会のメンバーは大阪スモンの会の行事に参加している	
		のみで分会独自の活動をしているわけではない。当会は福祉団体と	
		しての活動をしておらず、当該補助の目的には合致していない。福祉	
		活動に補助をするのであれば、大阪スモンの会に直接すべきである	
		と思われるが、大阪スモンの会は自主財源等で運営がなされてお	
		り、特に補助の必要性はない。以上より、当該補助は廃止すべきで	
		ある。	

17	大阪府患者同盟(文化活動助成):	大阪府患者同盟規約によると、当該組織は、第二種社会福祉事業	文化活動についての実績報告書を入手するなど、その状
	補助金の有効性の確認	団体で、全大阪の総ての自主的な患者団体、回復者団体によって組	況を把握するものとし、補助金交付の判断を行う予定で
		織され、患者支援の各種活動を実施している。	す。
		八尾市は、同団体が文化活動として年に一度実施する「囲碁将棋大	
		会」に対して補助しているものである。平成 14 年度囲碁将棋大会決	
		算書によると、大会の収入は賛助金 540 千円、参加者負担金 210 千	
		円(一人当たり2千円)、合計750千円で、会場費、賞品代、昼食代	
		等の費用が賄われている。参加者は 105 名となっている。	
		囲碁将棋大会が文化活動に当たるか、また大会開催が患者の総意	
		であるかについては疑問なしとは言えないが、長期入院患者にとっ	
		て、このような活動が必要であることは認められる。また、八尾市の	
		補助金は 10 千円と少額であるが、大阪府及び府内の市町村から補	
		助金を受入れその合計額が540千円となっているのであろうから、10	
		千円と少額であるからやめても良いとは一概に言えない。	
		補助交付事務における現在の問題点は、補助目的が達成されてい	
		ることを八尾市が確認していないことにある。決算書は協議会が入	
		手し保管しているに留まり、八尾市はそれを入手・閲覧していない。	
		市の補助決定要因は、八尾市在住者が大会に参加していることにあ	
		ると思われる。また、過度な賞品や食事の提供がなく適正に大会が	
		実行されているかの確認も必要である。	
		今後は、大会の実績報告書を入手し、さらにその内容の説明を求め	
		るとともに、八尾市在住者の参加人数を把握することにより、八尾市	
		の補助目的が達成されているか否かを確認し、その上で、定期的に	
		補助金の必要性の判断をすべきである。	
18	全般的意見:補助金支出に関する	助成金は協議会を通じて各福祉団体に交付されているが、協議会の	八尾市社会福祉協議会において各種団体に対する補助
	開示	事業報告書には当該事業のことが記載されていない。また、八尾市	金交付に関する情報開示を行うよう指導予定です。
		が協議会に対して補助していることについては「協議会への補助」と	
		してまとめて予算書や決算書に記載されているが、その中に福祉団	
		体への補助があることがどこにも現れていない。このように、協議会	
		を通じることによって、このような助成事業を行っていること及び助成	
		金の最終交付先が隠れてしまっている。正しい情報の開示の観点か	
		ら、八尾市か協議会のどちらかで適切に開示することが必要である。	

19	全般的意見:各団体の実績報告書	要綱第 9 条において、協議会から実績報告書の提出を求めている。	平成 16 年度より、社会福祉協議会を通じて各団体の実
10	の入手	しかし、その内容は、協議会が各団体に支出した補助金支出額の内	績報告書を入手予定です。
	W/Y	一切がら、その内容は、励職会が自団体に文田のた幅の金文田領の内	(現代ロ目で八子) たくす。
		一め、実績報告は何の意味もないものである。	
		各団体の実績報告書は協議会が入手しているが、八尾市へは提出	
		の義務がないため提出されていない。八尾市は補助の目的通りに資	
		金が使用されているか、補助効果がどうであるかの判断材料とする	
		ために各団体の実績報告書を入手して検討すべきである。	
		なお、協議会が補助団体を統括しているため協議会に管理をまかせ	
		ているのであれば、協議会から補助事業の成果に関する実績報告、	
		補助金の使途(各団体における使途)に関する説明書及びそれらを	
		検査した検査調書等を入手することが求められる。	
20	全般的意見:補助金交付の方法	補助先の福祉団体は福祉でひと〈〈りにしているが、その福祉対象と	地域福祉活動を推進していくために活動を行っている福
		する者の内容は同質とはいえず、これらを福祉団体としてひと〈〈りに	祉団体の事業費に対する補助金として、この補助金を位
		して「福祉団体補助」とすることは適切でないと考える。担当課では、	置づけます。地域福祉活動を推進していく立場である社
		これらの団体を協議会と協力関係にある福祉関係団体と位置付け、	会福祉協議会を通じ補助金を交付していくものとし、これ
		協議会と協力して福祉活動を実施することを期待して協議会を通じ	により社会福祉協議会と補助金交付先の福祉団体との
		て補助しているものであるが、当該補助は協議会が実施している事	連携を深めていくことが期待できると考えます。また、地
		業との直接関係はなく、かつ協議会の活動とあまり関係のない団体	
		もあるため、八尾市から直接の補助とすることが適切と考える。	する福祉政策室が、一括して当該補助金を掌握する必要
		また、福祉政策室でまとめて取扱うのではなく、それぞれの福祉を担	があると考えます。
		当する部署において、その部署における事務事業として補助するの	75 55 5 6 57 6 6 7 6
		一が適当と考える。	
21	」 全般的意見:補助金の名称	お返回ともだる。 当該補助事業は協議会を通じて福祉団体の活動費を助成している	 平成 16 年度より補助金名称の変更を含めて要綱を改訂
	エルスドンのション・「ログリング・ファット	一部には近年では一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部で	し、次年度より適用する予定です。
		のようである。補助事業の交付方法を変更するとともに、実態を適切	
		いようとめる。福助事業の文刊力法を复更することでに、実態を通り に表す名称、例えば「××団体補助金」に変更することが望まれる。	
		にイヒンタ 口イヤハ、 アッ」んは xx凹 冲 切立 に攵史タのここが呈まれる。	

22)社会福祉協議会補助金(地区福祉委員会助成金)

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成 16 年度中に改訂、次年度より適用する予定です。

		-	
2	補助金の見直し	多くの地区福祉委員会は、会費や住民からの協力金を受入れて、各	
		種の活動を活発に実施している。活動費(小地域ネットワーク活動費	から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合
		を除()が1,000千円を超える委員会は20委員会で、中には2,000千	は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予
		円を超える委員会もある。これらの委員会は次年度の活動のために	定です。
		ある程度の繰越金も有している。	
		一方、数は少ないが、会費を徴収せずに補助金の範囲内で活動して	
		いる委員会もある。	
		このような状況において、まず活発に活動している委員会について	
		は、すでに自主財源及び特定事業補助金で十分に活動が実施でき	
		ているため、使途を特定しない運営費補助金は必要ないものと考え	
		3 .	
		次に、会費を徴収せずに活動も活発でない委員会に対しては、会費	
		の徴収を促し活動の活性化を求める必要がある。それでもなお活動	
		が低調であるならば、運営補助金の効果がないこととなり補助金の	
		必要性がない。	
		以上をまとめると、委員会活動及び運営は、自主財源で行うことを基	
		本とし、八尾市の補助は、行政目的に従い事業を特定した補助金の	
		交付とすべきで、使途を特定しない運営費補助金は必要ないものと	
		考える。	
3	実績報告書の入手	八尾市は各地区福祉委員会の実績報告書を入手していない。一方、	平成 16 年度より社会福祉協議会を通じて実績報告書の
		同じく地区福祉委員会への補助である小地域ネットワーク活動推進	入手を予定です。
		事業補助金については実績報告書の提出を求めている。補助の目	
		的通りに資金が使用されているか、補助効果が現れているかの判断	
		材料とするために各団体の実績報告書を入手して検討すべきであ	
		3 .	
		または、地区福祉委員会と協議会とは協力関係にあり、地区福祉委	
		員会活動事業が協議会の事業に含まれるのであれば、協議会から	
		補助事業の成果に関する実績報告、補助金の使途(各福祉委員会	
		における使途)に関する説明書及びそれらを検査した検査調書等を	
		入手することが求められる。	
4	補助金の名称	当該補助事業は協議会を通じて地区福祉委員会の活動費を助成し	平成 16 年度より補助金名称の変更を含めて要綱を改訂
		ているが、社会福祉協議会助成金という名称はいかにも協議会への	し、次年度より適用する予定です。
		補助のようである。実態を適切に表す名称、例えば「地区福祉委員	
		会事業補助金」に変更することが望まれる。	

23)高齢者等住宅改造費助成金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	

24)街かどデイハウス事業補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	
2		施設利用対象者選定の厳格化: 介護保険の要支援者及び要認定者 の利用	街かどデイハウスの利用対象者は、介護保険制度下での自立高齢者を原則とし、市長が利用を必要と認めた者も対象としている。平成14年度の実利用者536人のうち、要支援認定者が約20人、要介護認定者が約10人含まれており、この中には継続的に施設を利用している者が存在する。これらの者は事後的にではあるが担当課が承知しているため、要綱違反とはならないとも思うが、当該事業の第一の目的は自立高齢者の介護予防であること、及び要支援者・要介護者の当該施設利用は介護保険で負担すべき費用を肩代わりしていることとなるため、適切ではない。要支援者・要介護者については、介護保険施設の利用を促し、当該施設の利用は原則的に認めるべきではない。例外的に利用を認める場合は、八尾市の事前承認によるべきであると考える。	設の利用を促し、街かどデイハウスの利用は原則的に認めていなかったが、事前承認はとっていなかった。ご指摘があった、事前承認については、市で様式を定め、利用の必要性を団体からの申請により個別判断してい〈予定です。
3		施設利用対象者選定の厳格化: 65 歳未満の者の利用	利用対象者はおおむね 65 歳以上とされているため、65 歳未満の者の利用が見られる。平成 14 年度では、65 歳未満利用者は 40 名近〈おり、その中で継続利用者は約半数である。 八尾市内の 65 歳以上人口(平成 14 年度 46,375 人)に対して当該施設の収容人数は 1%にも満たないため、65 歳以上の者の利用を優先させる必要がある。65 歳未満の者の単発的利用程度は容認できるものの、継続利用の場合は、利用が必要な理由を付した書面にて八尾市の事前承認を得る等の手続きが望まれる。	用が必要な理由を付した書面について各団体からの申 請を受け、個別判断していく予定です。

4	施設の利用日数の制限について	施設は週5日開所又は週6日開所である。利用者によって利用日数	
		は異なるが、実利用者 526 名のうち 1 割程度の者がひと月 10 日を	
		超えて利用していいると思われる。また、全開所日利用している者も	
		เาื่อ	は利用日数の制限を設けることは適当でないと判断しま
		当該施設の運営に要する費用負担は、食費は利用者負担、その他	す。
		の経費は利用者 1 割、八尾市からの補助 9 割(ただし上限 6,000 千	
		円)となっている。その他経費負担割合は介護保険制度と同様であ	
		り、当該施設を介護保険の要支援・要介護認定者が利用しているこ	
		とでもわかるように、サービス内容が介護保険の通所事業と類似し	
		ている。当該施設の目的は介護予防であり、その効果を上げるため	
		には利用日数が多い方が良いかも知れないが、施設利用は少なくと	
		も「介護保険の要支援認定者が通所施設を利用できる日数を限度と	
		する(概ね月 10 回程度)」ことが必要である。なぜならば、当該施設	
		の方が介護保険より手厚いサービスを提供するのであれば、介護保	
		険の要支援認定が形骸化すると考えられること、及び自立者につい	
		ては毎日の生活の面倒を公が見るのは過度のサービスとなると考え	
		るためである。	
5	検査の充実について	施設の利用者負担金は各団体ごとに異なるとのことであるが、実績	食費収入と食材料費との一致については、支出項目の食
	IXE STORES	報告書上の利用者負担金は、すべての団体が食事負担を除き同一	材料費は大阪府の制度の中で実費負担額(食費収入)を
		と記載している(利用料 58 円/時間、入浴料 31 円)。これは、府の補	超えて計上できないため、実際に実費負担額以上の経費
		助基準額に合わせたものであるらしいが、実際入金額との差額の処	
		理が事業経費決算書上どこにも表れておらず不明である。また、食	
		費収入と食材費が同額と記載されている。食事は内部調理であるの	
		に、このように一致するとは考えに〈〈、他の科目に食材費が含まれ	
		ているのではと疑問である。食材費は補助対象でないが、他の科目	
		はすべて補助対象であり、補助過大ということにもなりかねない。	状況、利用日数、利用時間及び提供したサービスの内容
		八尾市は、監査実施要綱及び実地指導調査票を作成し、毎年すべ	
		ての団体に赴き検査・指導を実施している。なお、いままでは、指導	中で、市に提出されている月別の利用実績報告と照合
		に重点をおいていたとのことである。	し、不一致の利用者分については、利用者本人より書面
		今後は、適切な運営(職員体制、サービス内容の充実等)の検査・指	
		導は当然のこととして、収入の帳簿記帳の網羅性、帳簿に記載され	6確認できない分については、すべて補助金の対象外と
		た費用内容の正確性(使用の事実と使途区分)について今以上に注	しました。今後も引き続き、適正な運営をしていただ〈為
		意を払い検査・指導を実施していただきたい。	に、注意を払い、指導・監査を行っていく予定です。
		検査の前提条件として、各団体で入金や支出に関する帳簿記載の	に、江心ではない、旧寺 血色でリンしいいがたしょ。
		徹底を指導することが必要である。次に、利用者負担金の網羅性確	
		徹底を指導することが必要である。人に、利用有負担並の網維性権 認のためには、各人毎に利用日・時間・利用内容及び利用料金を記	
		載した利用カードを作成し、利用者本人から確認サインを入手する方	
		載した利用ガートを作成し、利用省本人から確認りイフを入手する方 法を提案する。また、利用者に直接確認を実施する方法も有効であ	
		る。費用は、領収書の確認が有効な検査方法のひとつである。金額的に大きい、人供表(公別)、信念)については、際品名等、出数等及び	
		的に大きい人件費(給料・賃金)については、職員名簿、出勤簿及び	
		給与台帳の作成義務とともに、給料については受領書の入手を義務	
		付け、それを検査することを提案する。	

6	補助金交付申請書及び実績報告書 の作成方法	八尾市への補助金交付申請書及び実績報告書等の提出書類は、各団体が手書きで作成した書類に基づき八尾市担当者がパソコン入力して活字書類を作成、この書類を団体に送り押印して送り返してもらっているとのことである。このような手続きを行うのは、団体ではパソコンによる作成能力はないためとのことであるが、手書きであっても各団体で作成した書類を正式な書類とすべきである。	
7	補助金額の充当経費について	施設運営経費の主なものは人件費と賃借料である。賃借料(月額)は、団体により0円から150千円(年額1,800千円)と大きな開きがある。そして、八尾市からの補助金が上限6,000千円であることから、賃借料の多寡が人件費に影響していると思われる。人件費を年間総開所時間数(1日の開所時間×年間開所日数)で除して1時間当たりの人件費単価を計算してみると、賃料0円の団体が4,030円/時間に対して、賃料150千円の団体は2,680円/時間で後者は前者の66%である。両者とも1日当たり利用者は同程度であるが、職員の時間給を仮に1,000円とすると前者は4人雇用できるのに対し、後者は2.5人しか雇用できない。前者の方が、職員を増やし各人の負担を軽いものにすることもできるし、又は各人の給料を増加させることもできる。以上より、賃借料の差により人件費に大きな差が出てくることは好ましくないため、補助金を人件費に対するものと賃借料等の経費に対するものに区分することを提案する。例えば、人件費は「3,000円×1日の開所時間×年間開所日数」を上限、その他の経費は3,000千円を上限とし、かつ合計で6,000千円を上限とするなどである。なお、この場合、現在は賃料0円の団体についても仮に自宅使用であるならば適正な価格により賃借料として計上することを認める等の手当てが必要となる。	較して妥当な金額の範囲内であれば、補助金の対象とする取扱とすることとしました。(大阪府の担当課に確認済み)平成15年度の補助金執行分から、自宅使用における賃借料を認めているが、人件費と賃借料等との経費に区分することは、当該制度が大阪府の制度であり、市独自で区分することは、大阪府の制度との整合性を欠き実施

25)簡易心身障害者通所授産所運営費補助金

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づ(監査の結果に対する措置について

番号	所 管 課	項目	監査の結果(要旨)	措置の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金額の算定誤り	当該補助金は運営補助金と家賃等補助金の 2 つに区分されている	算定方法については、平成 16 年度より改めました。過払
			ため、運営補助金の補助対象経費には家賃等を含めないことが要	いとされる 47 千円については、現在、内部において精査
			綱第 6 条で規定されている。しかし、家賃等を控除せずに運営補助	をおこなっているところであります。
			金の補助対象経費を集計し、補助金額を算定していた。運営費補助	
			金が47千円多く交付されていた。	
2		会則・役員名簿の未入手	要綱において、補助対象の授産所等はその運営方法を定める会則	平成 15 年度後期分(平成 15 年 10 月提出分)からは申請
			及び役員名簿を提出することが規定されているが、平成14年度の補	時に添付されています。
			助対象先 18 件の全件について、提出されていない。	
3		開設計画協議書、補助金交付申請	要綱において、簡易心身障害者通所授産所開設計画協議書と通所	平成 15 年度以降、これまで同協議書と同申請書は提出
		書の提出期日遅れ	授産事業運営補助金交付申請書等を予算策定上、前年度 10 月末	されていないが、今後提出されれば期日を厳守することと
			日又は市長が別に定める日までに提出することを求めているが、新	します。
			規開設授産所等からは期日までに提出されていない。	

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	
2		検査記録の未作成	決算内容の検査は市担当者(障害福祉課)により、年2回3月9月に各授産所等にて領収書、帳簿、通帳、賃金関係伝票、工賃(障害者への手当)伝票の査閲を各半日かけて実施する方法に拠っている。しかし検査後の報告書(紙面)は全〈残していない。平成13年3月の検査実施報告書はあるが、それ以降は報告書の作成をしていない。現在、要綱上では検査報告書を作成する必要までは規定されていないが、早急に、要綱において検査の旨の条文を設け、適切に補助金が使われているか第三者にも検査の実施が確認できるように検査調書等の記録を残す必要がある。	調書を作成しています。

3 関立決算書の内容不備 要綱第8条において実績報告の手続が規定され、事業実績書、歳入 1)については、要綱歳出決算書、利用者出勤状況報告書の提出を求めている。しかし、 2)については、平成提出を受けた歳入歳出決算書について、次のとおり4点の不備が見 分しています。	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
坦虫を受けた歯 λ 歯虫海管聿について、次のとおり 4 占の不供が貝 公しています	成 15 年度前期分の収支決算書から区
	成 15 年度後期分の収支決算書からす
1)歳入歳出決算書に該当する書類について「収支決算書」との標題 べての作業所分に	記載されています。
になっている。実態に合わせて要綱第8条を「収支決算書」と変更す 4)については、平成	成 16 年度前期分の収支予算書から家
	を対象外経費として区分しています。
2) 収支決算書において補助金収入分に対応する支出とそれ以外の	
収入分(自己収入等)に対応する支出とを区分していないため、補助	
金収入分に対応した支出内容や収支差額を把握できない。区分して	
作成する必要がある。なお、平成 15 年度からは区分して作成してい	
3.	
3)平成14年度上半期の各授産所から提出された収支決算書を閲覧	
したところ、各勘定科目欄と金額欄の横の摘要欄に使途の記入がなり	
いものが 14 の授産所で認められた。年度末の収支決算書には摘要	
欄の記載があるものの、上半期の収支決算書上においても記載する	
よう指導する必要がある。なお、これは、要綱上の収支決算書様式	
には摘要欄にどのような内容を記入するのか例示・説明がなかった	
ことによるものと推測される。要綱上の収支決算書様式に、摘要欄に	
記載すべきものについての説明文を加えることが望ましい。なお、平	
成 15 年度からは記入を求めている、とのことである。	
Maria	
原因としては、授産所から提出される収支報告書の「使用料及び賃	
今後は、授産所から提出される収支決算書の「使用料及び賃借料」	
の科目については、運営補助金補助対象経費分とそれ以外の分を	
分けて記入し、運営補助金の算定経緯が明確となるようにすること	
カリで記入し、連合補助金の昇足経緯が明確となるようにすること が必要である。	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	コリスは、亜細の改正時に行う予定で
	フいては、安綱の以上時に行りで走で
人件費」との記載があるのみで、退職積立金支出の記載は具体的に す。 はないが、退職積立金支出を補助対象とすることは認めている、との	
ことである。退職積立金繰入額も人件費の一部として補助対象経費	
とすることは肯定できるので、そのことを要綱上で明確にすべきであし	
る。 かか、2日時はようのうなもな担切にのいては、11日本切りをは切りと日時まとうに思す	- 2 T ブリ 担ウについては - 3 T 4 0 T
	「るモデル規定については、平成 16 年
握していない。また、各授産所における退職金制度の有無も確かめ 度中に作成する予測	7年じ9。
ていない。実態は、退職金制度によった積立額ではなく、収支計算上	
での余剰金額を適当に毎年積み立てている、とのことである。公平	
性を保つため、八尾市が退職金モデルを制定し、各授産所がそれを	
ベースに適切な退職金制度を設け、その制度により退職積立金を計	
上するように八尾市は指導する必要がある。	

5	補助金額の見直し	運営補助金の金額は、授産所等の運営に要する費用のうち、市長	度のばいを六付亜綱のおよにをわせて 古亜綱キカエ
5	開助並領の兄直∪		
		が必要と認めた経費の合計と授産所等通所者の人数から算定した 金額のうちいずれか少ない方の金額としている(要綱第 6 別記よ	タる)′ たしょ。
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		り)。授産所等通所者人数から算定する金額については、1 人当たり	
		の月額補助額を59千円とし、重度障害者は77千円、最重度障害者	
		は88千円として、計算している。	
		対して、大阪府の要綱では、補助金額は授産所等の運営に要する	
		費用のうち、補助対象経費(給料等)の合計と一定の基準額(注)の	
		うちいずれか少ない方の金額の2分の1を補助金額としている(大阪	
		府要綱第3条より)。	
		したがって、利用人員が多い授産所であるほど、大阪府補助金額の	
		八尾市補助金額に対する割合が低くなり、八尾市単独負担が増え	
		る。これは、八尾市が1人あたりの補助金額を規定しているのに対し	
		て、大阪府は 15 人以上の授産所は一定(6,500 千円)の基準額を設	
		けているためである。さらに平成 17 年度からは新要綱が適用され 7	
		人以上は一定の基準額となるため、7 人以上の授産所は補助金額	
		が実質的に減額となり、八尾市補助金額の負担割合が高くなる。ま	
		た、重度障害者が通所者に含まれた場合はさらに八尾市単独負担	
		割合が増加する。	
		八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備するためにも、10人以上	
		の授産所については社会福祉法人へ移行させることを促進してい	
		る。小規模授産施設移行支援助成金(表番号 36)の更なる活用が期	
		待される。これらに対処するため、補助金に一定の上限額を設けるこ	
		とを検討する必要がある。	
6	概算払理由の記載の必要性	概算払の旨は要綱第7条の2において「市長が事業の円滑な遂行を	平成 16 年度前期分の交付申請時から理由書を提出させ
		図るため必要と認める場合・・」と規定されているが、補助先全件に	ています。
		概算払を認めており、補助金交付申請時に各授産所等から概算払	
		を求める理由を記載させていない。概算払による補助金交付方法は	
		例外的な補助金交付方法であり、それを認めるためには、概算払を	
		求める理由を補助金交付申請時に記載するよう指導する必要があ	
		る。	
7	要綱上における書類様式例の不備	要綱では、補助金申請時等に必要とされる書類が規定されているも	
,	文型工にのいる日次が201700小門	のの、各書類の様式例は規定されていない。当補助金は大阪府の	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR
		補助金交付要綱を根拠としているものであり、大阪府の補助金交付	
		要綱における様式例を利用していたとのことである。実務上の弊害	
		はないが、八尾市の要綱においても書類様式例が規定されることが	
		望ましい	
		王のひい	

8	補助対象経費の明確化	「監査の結果 補助金額の算定誤り」で指摘したとおり、要綱第 6 条 別記において、補助対象経費が規定されており、補助対象経費	要綱の改正時に明確化を図る予定です。
		から家賃等が除かれる旨が明記されているものの、家賃等補助金額	
		を控除すべきなのか、家賃等の実際の支出額を控除すべきなのかが不明確である。明確に記載する必要がある。	
9	要綱の表現が不正確	要綱の第7条では「第5条の補助金交付額の確定後、交付する」とされているが、第5条は補助金交付額の決定についての規定であり、確定ではない。補助金の確定は第9条で規定されている。第7条の表現を「第9条の補助金交付額の確定後、交付する」と修正する必要がある。一方、要綱第8条における「補助金の交付を受けたものは、前期・」とあるが、「補助金の概算払を受けたものは、前期・」と修正する必要がある。	要綱の改正時に修正を図る予定です。

26)簡易心身障害者通所授産所整備費補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予
			らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要があ	定です。
			ర .	
2		施設、設備整備補助金を規定する	簡易心身障害者通所授産所運営費補助金の要綱第 6 条(4)には、	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予
		要綱の妥当性	「施設、設備整備費補助金」が規定されている。しかし、「施設、設備	定です。
			整備費補助金」は簡易心身障害者通所授産所整備費補助金のうち	
			の一部の補助金である。	
			施設、設備整備費補助金は、冷暖房設備等の施設に係るものを補	
			助対象とし、設備購入費用の補助であり、八尾市簡易心身障害者通	
			所授産事業運営補助金交付要綱ではなく、整備費補助金交付要綱	
			で規定すべきである。	A (// 65 C) > 5 C5 - 5 - 10 T C5 C C C C C C C C C C C C C C C C C
3		工事業者選定作業への指導	補助対象事業者が授産所建築、改築工事を工事業者へ発注するに	
			際しての、工事業者選定方法については、八尾市からの指導は実施	
			されていない。現在までに、八尾市の指導により三者見積書を入手	す 。
			した例が1例あったとのことであるが、他の場合は、補助対象事業者	
			一からの請求書、領収書を入手するのみとなっており、適切な工事金	
			額となっているかの八尾市側からの検証ができない。 複数業者から	
			の見積書を入手し契約相手を選定するように指導することが望まし	
			い。現在、八尾市の取引における契約相手は、原則として八尾市契	
			約検査室の登録業者から選定している。一定水準以上の補助対象 工事についても以居ま却の絵本字発録業表にまるように満まること	
			工事についても八尾市契約検査室登録業者とするよう指導すること	
			が望ましい。このように複数の業者からの見積書入手や工事業者を 八屋末親の検査安登録業者とする第の方法により、工事内容の早	
			八尾市契約検査室登録業者とする等の方法により、工事内容の品 歴紀式と工事専制域が図られるものと考える	
			質保証と工事費削減が図られるものと考える。	

4	収支予算書への名称変更	整備費補助金交付要綱第 5 条において、補助対象事業者に提出を	要綱改正時に修正を図る予定です。
		求める書類が規定され(3)歳入歳出予算書、とあるが、要綱上にお	
		ける書類様式では標題が「改築費補助金収支予算書」となっている。	
		「収支予算書」と要綱上の規定を修正することが望まれる。	
5	土地の登記簿謄本及び使用承認	書 整備費補助金交付要綱第 5 条において、補助対象事業者へ提出を	要綱改正時に修正を図る予定です。
	について	求める書類が規定され(7)「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」と	
		あるが、賃借している物件を整備する場合は登記簿までも提出を求	
		める必要はなく、使用承諾書のみで足りる。実態においても使用承	
		諾書のみの入手を実施している。要綱を「土地の登記簿謄本及び使	
		用承諾書」ではなく、「自己所有の土地の場合は土地の登記簿謄	
		本、借用土地の場合は使用承諾書」とする必要がある。	
6	書類様式の要綱上未規定	建築費・改築費等補助金について補助金交付申請書等の書類様式	要綱改正時に規定する予定です。
		を整備費補助金交付要綱で制定しているが、施設、設備整備補助金	
		に関する補助金交付申請書等の書類様式は制定しておらず、建設	
		費・改築費等補助金の様式を準用している。早急に規定することが	
		必要である。	
7	概算払の理由未記載	整備費補助金交付要綱にて概算払による補助金の支払いを認めて	要綱改正時に是正する予定です。
		いる(整備費補助金交付要綱第9条2より)。しかし、補助金交付申	
		請書において、概算払を求める理由の提出を求めていない。概算払	
		による補助金支払いは例外的な内容であり、概算払を行う際にはそ	
		れを例外的に認めた理由を記載できるように交付申請書に記載欄を	
		設けることが望ましい。	
	1		

27)精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において「適正化法」及び「適正化法施行令」と照ら して不備のある項目につき補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則に沿った改正を図る予定です。

28)精神障害者地域生活援助事業補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要があ	八尾市補助金交付規則に沿った改正を図る予定です。
			3.	

2	検査の未実施	補助金額は、施設利用定員に応じた補助基準額と補助対象経費(報酬等)の実績値のうちいずれか低い金額であり、補助対象経費の実	当補助金に適切かつ効率的な手法を検討中です。
		支出額の確認が重要な手続きとなる。しかし、歳入歳出決算書の内	
		容について、領収書、関連証憑等による検査が実施されていない。	
		検査を実施することが望まれる。なお、平成14年度の全補助対象先	
		(2箇所)については、補助対象経費の金額の方が補助基準額より少	
		なかった。	
3	補助金要綱における交付目的の未		要綱の改正を行いました。
	記載	の交付要綱(大阪府精神障害者地域生活援助事業(グループホー	
		ム)運営補助金交付要綱)の第 1 条においては「精神障害者福祉の	
		増進を図るため」と目的の記載がある。八尾市においても補助を実	
		施し、補助金交付要綱を設けている以上、補助の目的を正確に規定	
		しておくことが望ましい。	
4	要綱の規定不備	要綱第 8 条に「補助金の交付を決定したときは補助金を交付するものとする。ただし、市長は、円滑な遂行を図るため必要と認めるときは全部又は一部について概算払いにより交付することができる。」と	要綱の改正を行いました。
		ある。要綱第 8 条を「補助金の交付が確定したときは補助金を交付するものとする。ただし、市長は円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、交付決定後、請求にもとづき、その全部又は一部について概算払により交付することができる」とすべきである。	

29)知的障害者授産施設分場(通所)運営費補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	本補助金のあり方について現在検討中です。

2	補助金額の見直し	当補助金の主たる目的は、無認可作業所から社会福祉法人立の授	本補助金のあり方について現在検討中です。
		産施設分場に移行することで底地(借地)面積や規模が大きくなり、	
		無認可作業所時代に比べて増加する投資・運用経費分に対して補	
		助を行うことである。平成 11 年度の制度設置後、補助対象者(=補	
		助受給者)は、現在、1社会福祉法人のみである。	
		この補助金の対象授産所は、分場に移行することにより、八尾市簡	
		易心身障害者通所授産所運営費補助金の補助対象外となるが、当	
		該補助金を受けることで補助金受給の機会逸失を回避できるとのこ	
		とである。現在はこの 1 社会福祉法人の授産所分場は1箇所であ	
		る。かつてあった、2箇所の授産所を統合したから、という理由から補	
		助金額が「八尾市簡易心身障害者通所授産事業運営補助金交付要	
		綱により補助を受けていた施設補助額(720 千円)×2施設 = 1,440	
		千円」と算定されている。当補助金とは分場の家賃の補助であり、す	
		でに1箇所しかない授産所分場に対して、統合前の2箇所分まで補	
		助金を交付することは補助金の趣旨に合致しない。	
		また、八尾市簡易心身障害者通所授産所運営費補助金における補	
		助金額は家賃、賃借料、共益費の2分の1以内とし、上限月60千円	
		としている。当補助金についてもその制度趣旨を鑑みて、「八尾市簡	
		易心身障害者通所授産事業運営補助金交付要綱により補助を受け	
		ていた施設補助額」を補助金額計算根拠とせず、「現在開設している	
		分場の家賃、賃借料、共益費の 2 分の1以内(上限月 60 千円)」と	
		し、要綱を改訂すべきである。	

30)精神障害者共同作業所運営事業費補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則に沿った改正を図る予定です。
2		検査の未実施	家賃補助以外の補助対象経費の内容については、八尾市の担当者は収支決算書の入手により概括的に把握しているのみであり、検査を実施していない。補助金額は補助対象経費(A)と4月及び10月の平均利用者数による施設のランク別の金額(B)とのうち少ない方の金額となるが、通常(B)の方が少額となっていると考えられているが、(B)の方が低額であることを確かめるためにも、補助対象経費の検査は必要である。具体的には、各施設へ帳簿、証憑閲覧による検査を年1回程度実施し、その記録を残す必要がある。	当補助金に適切かつ効率的な手法を検討中です。

3	補助金額の見直し	大阪府の補助金要綱が改訂され、平成 17 年度からは新要綱が適用	現在、当補助金の対象となっている授産場については、
		され 10 人以上は一定の基準額となるため、10 人以上の授産所は補	平成 17 年度より小規模授産場に移行する予定であり当
		助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金額の負担割合が高くな	補助金対象授産場は該当なしとなります。
		る。これにより、利用人員が多い作業所であるほど、大阪府補助金	補助金の上限額設定の検討も必要であるが、新規授産
		額の八尾市補助金額に対する割合が低くなり、八尾市単独負担が	場については、まずそのあり方から検討すべきと考えるた
		増える。	め、今後は統合的な判断のもと検討してまいります。
		八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備するためにも、10人以上	
		の授産所については社会福祉法人へ移行させることを促進してお	
		り、小規模授産施設移行支援助成金の更なる活用が期待される。こ	
		れらに対処するため、当補助金額に一定の上限額を設けることを検	
		討する必要がある。	
4	事前協議の記録不備	要綱第5条において前年度10月末又は、市長が別に定める日まで	指摘事項については実施済です。
		に事前協議を行う、とある。これは次年度の予算策定上、必要な手	
		続と考えられる。しかし、平成 14 年度については補助対象者が前年	
		度から変わらず、継続的に補助対象となっているため、作業所から	
		は事前協議書を入手していない。口頭(電話)による確認を行ってい	
		るが、継続的に補助対象となる作業所についても事前協議を行った	
		旨の記録を残すことが必要である。	
5	要綱上の規定不備	要綱第8条において、補助金は5月、11月に交付するものとする、と	要綱の改正を行いました。
		あり、例外的に概算払を認めることになるが、認める旨が要綱上、規	
		定されていない。また、実績報告後に、補助金を確定する手続も規	
		定されていない。要綱上、規定する必要がある。	
6	書類の再作成	補助対象先の収支決算書を補助金交付確定の決裁添付資料として	平成 16 年度より対応する予定です。
		いる。この添付資料の作成について担当者から聴取したところ、収支	
		決算書は各作業所から提出を受けていた手書の収支決算書から八	
		尾市担当者がパソコンで転記作成したものを決裁添付資料としてい	
		るとのことである。各作業所から提出された収支決算書をそのまま決	
		裁添付資料とするべきである。	
7	収支決算書の書式の見直し	収支決算書上の補助対象経費の中に家賃、賃借料、共益費が含ま	指摘事項については対応済です。
		れているが、家賃、賃借料、共益費のうち家賃補助対象金額(上限	
		月60千円)が補助対象経費に含まれないように、家賃補助の対象経	
		費とそれ以外の補助対象経費金額の欄を明確に設けてお〈必要が	
		ある。	

31)小規模授産施設移行支援助成金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則に沿った改正を図る予定です。

32)八尾市高齢クラブ活動助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

Ē	番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
	1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	「八尾市補助金交付規則」の制定による要綱見直しの際に、不備項目について検討、対処します。
	2		連合会に対する補助規定の未整備	(A)補助対象 運営要綱には、連合会のどの事業に対して補助するのかの規定がないため、補助対象事業が明確になっておらず、実質は運営費補助となっている。要綱に、補助対象事業及び補助対象経費を明確に規定しておく必要がある。 (B)実績報告 運営要綱には高齢クラブの活動報告書及び収支決算報告書を求める規定はあるが、連合会の活動報告書及び収支決算報告書を求める規定がない。現状では、翌年度の補助金申請時(5月末まで)に、連合会一般会計の事業報告書及び収支決算書を添付資料として提出を求めている。一般会計全体の決算書は重要ではあるが、全体決算書には他の補助金や他の収入に対応する活動内容及び事業費も含まれているため、当該補助金収入に対する支出内容が明確ではない。したがって、運営要綱において、当該補助金に対応する活動内容と事業費を明確に区分した活動報告書及び収支報告書の提出を規定し、これらを入手したうえ、補助金が運営要綱の趣旨に則り活用されているかを確認する必要がある。	(A) 補助対象 当助成金の対象経費については、大阪府の補助要綱で は単位クラブ及び連合会が行う社会奉仕活動、教養講 座、健康増進事業に必要な経費と規定しています。当市 運営要綱に連合会の規定はしていないが、活動内容は 上記の内容を含んでいるものであり、今後要綱に明記していく方向で改善します。 (B)実績報告 ご指摘の内容について報告書の提出を規定するよう改善 します。

33)高齢者の生きがいと健康づくり推進事業助成金

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づ(監査の結果に対する措置について

番号	所 管 課	項目	監査の結果(要旨)	措置の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	実績報告書未入手	要綱によると、事業の成果等を記した事業実績報告書を市長に提出すると規定しているが、実績報告書は提出されていない。補助事業の実績報告書を入手する必要がある。	ご指摘の内容については、提出するよう改善します。

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	

2	補助金額の見直し	当該事業は大阪府補助事業に基づいた事業であるが、大阪府の補 当補助金の事業内容は生きがい創造室の運営業務、お
		助基準額は 194 千円で、補助額はその 3 分の 2 の 129 千円と少額 たっしゃテレホン業務、豊かな老後主張発表会の経費、
		である。これに対し、八尾市は連合会に事業費全額の 1,201 千円を 健康講演会(3 回)です。いずれも連合会としての特別事
		補助している。 業(八尾の独自性)として実施しているものであり連合会
		当該事業は高齢者の生きがいの創造と健康の維持・増進を図る事とに対する助成金に含まれる基本的な事業には含まれな
		業であり、連合会の基本的事業に含まれるものである。連合会の事 Nと考えます。従って、事業を存続させるには当補助金が
		業全般に対しては八尾市高齢クラブ活動助成金で助成しており、大 必要であります。 仮に補助金を府の基準額とした場合当
		阪府が別に補助金を交付するのは、先駆的事業に対して若干の上 該事業は、廃止せざるをえないと考えられます。
		乗せ補助をするとの趣旨と思われる。大阪府の趣旨に賛同できるた 又特別会計の資金については、使用目的が決まっている
		め、八尾市においても全額助成する必要性はないものと考える。ので当事業に流用することはできないと考えます。
		また、連合会の資金面を見ると、平成 14 年度一般会計決算は収支
		均衡であるが、次年度繰越額が2,964 千円ある。さらに、一般会計以
		外に、高齢者生きがい創造室運営資金積立金特別会計を有してお
		り、収入は利息収入の4千円のみで、支出は85千円と少額であるの
		に対し、5,431 千円と多額な繰越金を有している。当該特別会計はま
		さに高齢者生きがい事業を目的としたものであり、当該補助事業と合
		致するものである。特別会計の資金を当面当該事業に充当すること
		は十分可能と考える。
		以上より、八尾市は事業全額を助成する必要はなく、助成額を、大阪
		府の基準額どおりとすることを提案する。
3	連合会の基盤強化につい	
	会全体に対する意見)	取りまとめ等)及び連合会の決算書作成、総会事務等多くの事務を
		高齢福祉課で行っている。
		連合会においても、専任・専従職員体制を確立し、事務局業務を順
		次受入れていくことが必要である。
		また、連合会は、高齢クラブからの直接の会費徴収はなく、八尾市の
		各高齢クラブに対する活動助成金の一部(総額1,638千円)を会費見
		合いとして収入しているほか、収入の大部分を助成金に頼っている。
		連合会活動の活性化のためには、財源確保が重要であり、自主活
		動の基盤として自主財源確保の方策が検討されるべきと考える。

34)高年齢者労働能力活用事業費補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	

	1.001.6.27.5.07.1		
2	補助金額の見直し	社団法人の公益事業は、会員からの会費収入及び法人の目的に反	人材センターと指摘事項について協議していきます。
		しない範囲で実施される収益事業の収益によって賄うのが基本であ	
		る。自らの努力した後になお資金が不足する場合に補助金その他外	
		部からの資金に頼るべきものである。シルバー人材センターの安定	
		した運営のためには、支払準備のための現金預金や正味財産の保	
		有は必要であることは認める。したがって、必要資金等を合理的に見	
		積り、その金額まで保有できれば、それ以降は基本に戻り、運営費	
		の不足部分についてのみ運営費補助とすべきと考える。	
		今後は資金の増加の必要はなく、八尾市は人件費全額の補助では	
		なく、収支不足額を補助することで足りる。補助額の見直しが必要で	
		ある。	
3		要綱には、補助金の概算払いの規定はないが、「既にその額を超え	ご指摘のことについては平成 16 年度より半年交付(年 2
		る補助金が交付されているときは、返還を命ずる」旨の規定があるこ	
		とから、概算払いを容認しているものと推定できる。現在、補助金は4	
		月の交付決定後に一括して交付され、決定額と実績額が異なる場合	
		一は、事業終了後に返戻を求めている。	
		は、事業終了後に返戻されめている。 しかし、当該補助は人件費補助であり、給与は毎月支払うものであ	
		るため、年初に資金の全額が必要なものではない。シルバー人材セ	
		ンターはすでに事業運営に必要な資金は内部に蓄えているため、補	
		助金の一括前払いは必要ではない。	
		今後は、要綱に概算払いの規定を設けるとともに、実務としては、シ	
		ルバー人材センターに人件費の支払予定表の提出を求め、人件費	
		の支払時期に合わせて交付することが必要である。なお、事務効率	
		を勘案して、毎月交付ではなく、2 カ月分交付、四半期分交付も検討	
		に値する。	

35)高齢者ふれあい入浴事業補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備		
			らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	に、不備項目について検討、対処します。

_			- 	
	2	 事業の見直しが必要	当該事業は「ぬくもりとやさしさのある地域社会づくり推進事業の一	
			環」としているが、高齢者がひとりであるいは家族と一緒に浴場に入	65 歳実施が適当と考えられるが財源等の関係から 70 歳
			浴することのみでは地域とのふれあいが十分ではなく、この目的の	以上としているのが現状です。また、ふれあいの湯事業
			事業としては相応しいとは言い難い。目的にふさわしい事業とするた	
			めには、浴場の場所を利用して、地域とのふれあいを図る工夫が必	予定です。
			要である。また、現在、対象者を70歳以上としているが、60歳以上又	
			は 65 歳以上とすべきではないかと考える。	
			高齢福祉課においても、もっと効果的な事業の実施が必要との認識	
			から、平成 15 年度に新たな事業を 4 浴場(各浴場先着 40 名)におい	
			て実験的に実施したが目的に沿った適切な事業であると賛同でき	
			る。今後は、このような事業に切り替えていくことが望まれる。	
	3	補助金額の見直し	現在実施している一定日の高齢者の入浴に対しての補助を継続す	事業の開始当時は、浴場の支援策としての役割もありま
			るのであれば、補助金額の見直しが必要であると考える。現在の方	したが、ご指摘のことについては、今後団体と協議しなが
			式には次の2つの問題点がある。	ら適正な補助金執行に努めてまいります。
			(A)定額補助であり、浴場への運営費補助要素が強い	
			補助金算定における入浴予定者数は1回1,400人(50人×28浴場)	
			であるが、入浴実績数はすべての月で予定人数を下回っている。実	
			績の月平均入浴者数は 1,070 人で予定の 76.4%である。このため、	
			入浴者一人当たり補助金は予定では 180 円であるが、実績において	
			は235円にもなっている。	
			実績による補助金の減額は行わず当初予定どおりの金額を交付し	
			ているのは、当該補助事業は個人給付的事業ではな〈浴場無料解	
			放事業と言う考え方によっているためとの説明を受けた。しかし、こ	
			れでは、浴場の運営費補助の要素が強く、本来の目的を達成してい	
			るとは言い難い。	
			(B)浴場別に利用者実績を確認しておらず、効果測定が不十分	
			八尾浴場組合からは毎月の浴場利用者数の報告を受けているが、	
			それは 28 浴場の合計利用者数のみであり、浴場毎の利用者数報告	
			ではない。浴場により、利用者数が異なると思われるが、それを確認	
			することなく、一律定額補助を実施している。このため、地域別の事	
			業の効果測定ができていないのが現状である。また、利用者数の少	
			ない浴場に対してより厚い補助をしていることとなり、この面でも浴場	
			の運営費補助に近いものとなっている。	
			これら問題を解決し事業の効果を上げるためには、利用者人数に応	
			じた補助額とすることが考えられる。なお、利用者単位当たりの補助	
			額とした場合には、水増し報告の可能性が考えられる。この防止策	
			の一例として、利用者本人に氏名及び年齢を記載してもらう方法によ	
			り利用者名簿を作成し提出を求めることも一方法である。	

4	補助金の交付時期	補助金の交付は交付決定後 6 月頃に一括交付している。しかし、補	ご指摘のことについては団体と協議をし、適正な補助金
		助金交付の原則は事業終了後である。当該事業においては当該補	執行に努めてまいります。
		助金がなければ補助事業者が資金繰りに困るとも考えられないた	
		め、原則どおり事業終了後に交付すべきである。なお、必要があれ	
		ば、概算払いの規定を設け、それを利用すれば良いと考える。	

36)八尾市民間保育所運営費補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	要綱規定と交付申請書様式の不整	補助対象経費の内、人件費、管理費、事業費(児童保健衛生費加	平成15年度末にて「八尾市民間保育所運営費補助要
		合	算、行事費加算)の補助基本額は、補助対象経費の支出予定額と算	綱」(以下、「旧要綱」という。)を廃止し、平成16年度より
			定基準額との少ない方の額である。そして、要綱上は、支出予定額	「八尾市私立保育所運営費補助要綱」(以下、「新要綱」と
			と算定基準額との少ない方の額を補助基本額とするという手続は、	いう。)を制定します。
			補助項目ごとに実施することになっている。しかし、交付申請書上を	新要綱では、補助項目ごとに、補助基準額・補助基本
			閲覧したところ、人件費、管理費について、人件費合計及び管理費	額を比較する様式とすることにより、本意見に対する改善
			合計の支出予定額と算定基準額合計額との少ない方の額を補助基	策を講じました。
			本額としていた。これは、交付申請書の様式が要綱とは異なり、補助	
			項目ごとに記入できるようにはなっていないためである。	
			支出予定額と算定基準額との比較については、要綱どおり補助項目	
			ごとに実施するために、交付申請書の様式を修正すべきである。	

補助対象経費の実支出額と算定基 準額との比較手続及び実支出額の 検証手続の欠如

(A)補助対象経費の実支出額と算定基準額との比較手続の欠如 八尾市の実施している事業のうち、国の特別保育事業実施要綱に 基づく事業で、国の補助金交付要綱に定める要件を満たして実施し ていると承認された事業は、(a)延長保育促進事業費(推進分)、(b) 延長保育促進事業費(延長保育分)、(c)乳児保育促進事業、(d)保育 所地域活動事業費、(e)一時保育事業費、(f)子育て支援センター事 業(小規模型)費、(a)休日保育事業費の7補助項目である。これら7 補助項目及び(h)途中入所促進事業(市独自の制度)の補助基本額 は、「補助対象経費の実支出額と算定基準額とを比較して少ない方 の額」と、要綱別表上定められている。しかし実際は、上記 (a)(b)(c)(d)(h)については、補助金変更交付申請書の実支出額欄に 算定基準額と同額の金額を記入し、補助対象経費の実支出額と算 定基準額との少ない方の額を補助基本額とする過程を実質的には 省略して、「補助基本額=算定基準額」とすることで、補助金の変更 交付申請をしている保育所があった。八尾市は、補助対象経費の実│保育所運営費補助の様式の中で表示することは適切で 支出額と算定基準額との比較手続を行っていないことを、保育所に 指摘して修正を指導することはしていなかった。要綱上の、補助対象 経費の実支出額と算定基準額のうち少ない方の額を補助基本額と することは国の補助金の考え方とも一致し、要綱の不備とは考えら れない。したがって、八尾市は、当該保育所に対し、要綱どおり、実 支出額と算定基準額のうち少ない方の額を補助基本額とする手続が 交付申請書上漏れていることを指摘し、補助金変更交付申請書上の 実支出額欄の金額を実支出額に修正するよう指導すべきだったと考 える。この場合、問題となるのが実支出額の算定方法である。当該 補助対象経費及びそれ以外の経費に発生する共通費用の配分につ いては、各補助対象経費を構成する費用の科目に適した合理的配 賦基準による配賦計算をすべきである。合理的配賦基準としては、 例えば人件費ならば従事割合、光熱水費ならば建物面積比率等が 考えられる。

下記により改善策を講じました。

1. 様式の変更による対応

新要綱では、事業ごとに補助対象経費を要綱別表にて 明確にしました。また、事業ごとに補助対象経費等を明確 に記載できる様式とし、各補助事業者(保育所)側に記載 を義務付けたところであります。

2. 実支出額の見直し

実支出額の算定方法については、保育所開所時間に よる按分という手法を採用し、客観的かつ合理的な算定 方法としました。

3.要綱間の整合性

一時保育事業・休日保育事業・子育で支援センター事 業については、各事業の補助要綱が存在するため、民間 ないと考えます。したがって、新要綱制定にともない、申 請額内訳書よりこれらの3事業の記載は削除としました。

(B)実支出額の検証手続の欠如

児童保健衛生費加算及び行事費加算以外の事業費については、補 助基本額は補助対象経費の実支出額と算定基準額との少ない方の 額である。八尾市は実支出額については正確性の検証作業を行っ ていない。決算書は入手しているが、社会福祉法人の決算書の科目「す。 と実支出額との照合もまた不可能であり、書類間の整合性の検証も 実施できない。しかし、実支出額を把握することは補助基本額を算出 する上で必要であるため、その検証作業も補助金の事務手続として 必要であり、実支出額の検証を全く行わないことは問題である。八尾 市は、実支出額については、各保育所にその主な内容を明確にした 書類の作成及び証票類の現場での保管を求め、定期的に検査に行 くことを要綱上定め、実施すべきである。

新要綱では、各項目にて支出予定額あるいは支出済額 の内訳を記載する様式とすることにより、検証作業が行え るようにしました。記載内容に疑義が有る場合は、給与台 帳や領収書等の提示により審査が可能と判断していま

2	フタナナゼザ	事業共画に甘べ/極ウ六ルナーテい	八尺士尺即尺方形浑兴弗ば时个人中 一件弗 空中弗耳尔韦兴弗	新要綱では、実績報告後に補助金の交付額を確定する
3	子育て支援課	事業計画に基づ〈確定交付をしてい	八尾市民間保育所運営費補助金の内、人件費、管理費及び事業費	
		る補助項目の精算手続の欠如	の児童保健衛生費加算、行事費加算については、要綱別表におい	
			て、支出予定額と算定基準額との少ない方の額が補助基本額と定	
			められている。具体的には、上記補助項目については、人件費の国	総額を確定し、出納閉鎖期間にて精算を行うことを規定し
			基準職員給与等改善費加算(10月1日基準)及び管理費の日本体	ました。
			育·学校健康センター掛金補助(5月1日基準)を除いて、4月1日基	
			準で算定基準額が計算され、それと支出予定額との少ない方の額を	
			補助基本額として、当初 6 月に交付決定される。その内、人件費の	
			保育士配置基準改善費加算、管理費の職員研修費加算、職員衛生	
			管理費加算、庁費加算、事業費の児童保健衛生費加算、行事費加	
			算については、10月1日基準で算定基準額の再計算を行い、その算	
			定基準額と支出予定額との少ない方の額を補助基本額として、その	
			金額を基に翌年3月に変更交付決定される。この変更交付決定額が	
			補助金確定額となる。	
			すなわち、当該補助項目については、事業計画値に基づいて補助金	
			額が交付決定され、年度末に、変更交付決定額にもとづく概算払額	
			と支出実績額とを精算して確定する、という手続がない。しかし、補	
			助金が概算払された場合は、当初交付決定に基づき概算払された	
			額と支出実績額とを年度末に精算することが、「適正化法」において	
			規定されており、原則である。従って、上記補助項目についても原則	
			通り、概算払額と支出実績額との精算をする旨を要綱上定め、精算	
			手続をすべきである。	
4		管理費の補助要件に関する要綱の	補修費加算、日本体育・学校健康センター掛金補助、庁費加算、特	新要綱にて、補助項目ごとに補助要件を明記する(別表)
		記載不足	別管理費加算については、要綱別表の補助要件が記載されていな	
			い。補助項目の補助要件を要綱上明らかにすることが必要である。	
5		要綱別表の算定基準等欄記載内容	国の特別保育事業実施要綱に基づく事業である延長保育促進事業	
		の不備	費(推進分)等の 7 補助項目について、要綱別表の算定基準等欄に	し、改善策を講じました。
			は、「補助対象経費の年間実支出額から利用者負担金等を控除した	
			額と国庫補助基準額とを比較して少ない方の額を算定基準額とす	
			る」と記載されている。補助基本額までを定める表現となっているが、	
			算定基準等欄は、算定基準額の記載に止めるべきであり、「国庫補	
			助基準額を算定基準額とする。」と、修正する必要がある。	
6	1	 要綱別表の休日保育事業の補助要	要綱別表の休日保育事業の補助要件・補助対象経費欄は、「国の	
"		件・補助対象経費欄記載内容の不	安嗣がなのが古体育事業の補助安け、補助対象経貨欄は、 国の 特別保育事業実施要綱に基づ〈事業で、国の乳児保育促進対策費	
			特別は自事業実施を調に盛り、事業で、国のれたは自促進が乗員 等補助金交付要綱(休日保育事業)に定める要件を満たして実施し	っており、旧要綱別表にて記載していることが適切でなか
		1 / 	守備助金叉竹女綱(MDR自事業)にためる女件を凋たりて美心し ていると承認された事業。補助対象経費の年間実支出額から利用者	ったため、新要綱別表では休日保育の項目を削除しまし
			Cいると承認された事業。補助対象経貨の中間美文面額から利用有 負担金等を控除した額と国庫補助基準額とを比較して少ない方の額	
				た。なお、休日保育要綱では、要件等を明示しています。
			を算定基準額とする。」と記載されている。補助要件・補助対象経費	
			欄は補助要件、補助対象事業の記載に止めるべきであり、「国の特別の表表表のなる。	
			別保育事業実施要綱に基づく事業で、国の乳児保育促進対策費等	
			補助金交付要綱(休日保育事業)に定める要件を満たして実施して	
			いると承認された事業。」と修正する必要がある。	

7	補助金の検証上不適切な実績報告	民間保育所運営費補助金実績報告書の事業報告の項目は保育時	新要綱では、補助項目ごとに実支出額とその積算を記
	書の様式	間及び職員の勤務時間の状況等であり、他に保育所の決算書(資	載する様式に改め、改善策を講じました。
		金収支計算書及び内訳表、事業活動収支計算書及び内訳表、貸借	
		対照表、財産目録)の添付が必要とされている。本来、補助事業が	
		完了した年度末に提出される実績報告書及び決算書等関連書類	
		は、当該補助金の適正な執行や補助事業の効果、補助金の交付決	
		定条件や算出額の正確性等を検証するものである。しかし、平成 14	
		年度の実績報告書は、事業の運用状況は確認できるものの、その	
		内容と当該補助金の補助項目ごとの金額とは直結していない。	
		要綱は、国の要綱改正等に伴い改正がされているが、これと同時	
		に、実績報告書及び添付書類についても、補助金の検証ができる形	
		に様式変更する必要がある。	
8	保育所の財政状態の考慮	実績報告書添付の決算書によると、各保育所施設会計の平成 14 年	本補助金については、平成18年度以降に全面見直し
		度の決算状況は、相当額の当年度剰余金、累積年度剰余金(その	を予定しているところです。保育所施設整備国庫補助金
		他積立金を含む)が発生している。また、法人の各会計間で会計間	が減額され、保育所運営費の地域区分の見直しによる減
		取引(経理区分間繰入金収入・繰入金支出)が行われている。	額など、私立保育所をとりまく環境が厳しくなっているとこ
		財政的に余裕があり自立して保育所経営を行うことが可能、と判断さ	
		れた民間保育所については、保育内容及び運営の充実という目的で	ることが見込まれるため、「財政的に余裕があり自立して
		補助金を交付する必要性は乏しい。補助金額の算定にあたり、各保	保育所経営をおこなうことが可能と判断される保育所」の
		育所の財政状態を考慮することが必要と考える。	基準を含めて、補助金の見直しが必要と考えられます。
9	保育所の決算状況	事業活動収支計算書について、当期活動収支差額と貸借対照表の	旧要綱では決算書の提出を実績報告書と同時期に求
		()書きとが一致していないこと、前年度の次期繰越活動収支差額	めていたことにより、決算見込み段階の決算報告書が提
		と当年度の前期繰越活動収支差額とが一致していないこと、前年度	出された可能性が高いと考えます。新要綱では、決算確
		の補助金収入とすべきものを当年度の収入にしていること等、不正	
		確な点が多かった。財政状態を正しく把握するために、八尾市は、各	
		民間保育所から正確な決算書を入手すべきである。	なお、決算書の内容に関する指導は、大阪府健康福祉
			部医務・福祉指導室法人指導課の所管であります。

37)八尾市一時保育事業補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	件数払い方式の時間数検証手続の	平成14年度は国の補助金交付要綱の算定基準が、件数払い方式と	平成15年度より、4時間以内と4時間超を区分するため
		欠如	定額払い方式の選択性であった。件数払い方式を選択した保育所	に、一時保育月報及び実績表の様式をすでに改正してお
			の場合、1 日の利用時間が 4 時間以内あるいは、4 時間を超えるそ	り、改善策を講じています。
			れぞれの延べ利用児童数が把握され、それらに、国の要綱に基づく	
			単価を乗じて算定基準額が計算された。変更交付申請書の一時保	
			育受入数(実績)が当該補助金の算定基準額になるが、この、延べ	
			利用児童数(4 時間以内)及び延べ利用児童数(4 時間超)実績に対	
			する八尾市の検証は一時保育事業月報との照合により実施してい	
			た。しかし、一時保育事業月報の延べ利用人数欄は 4 時間以内と 4	
			時間超が区分されていない様式であり、変更交付申請書と延べ利用	
			児童数実数の合計の照合はできるものの、4 時間以内延べ利用児	
			童数と 4 時間超延べ利用児童数の区分別の把握は不可能であっ	
			た。件数払い方式を選択した保育所の場合、1 日の利用時間が 4 時	
			間以内あるいは、4時間超のそれぞれの延べ利用児童数実績は補	
			助単価を左右する重要な要素であり、その検証作業は必要である。	
			平成 15 年度以降は、国の制度が全て件数払い方式になるため、4 時	
			間以内延べ利用児童数と4時間超延べ利用児童数の区分を八尾市	
			が検証することの重要性は益々高まってくる。一時保育事業月報	
			は、月報の日別内訳である一時保育事業実績表とともに、利用児童	
			数欄を4時間以内と4時間超に区分する様式に修正し、これを用い	
			て延べ利用児童数実績の検証を行う必要がある。	
2		事業収支計算の正確性の検証	一時保育事業補助金は、実支出額と算定基準額とを比較して少ない	平成16年度に、補助金交付及び実績報告の様式を改正
			方の額を補助基本額とする旨が要綱上定められている。この検証の	し、支出額・収入額の記載方法を変更しました。この変更
			ために利用するのが、実績(精算)報告書の事業収支計算である。	によりチェックしやすくなるため、法人に対して適切な指導
			3保育所の事業収支計算について検討したところ、1つの保育所につ	が可能になると判断しています。
			いて、以下の数字の間違いがあった。	
			1)八尾市からの補助金(収入)欄について、桁数間違い、当初交付	
			申請額の記入等の金額間違いがあった。	
			2)収入合計欄の計算間違いがあった。	
			補助基本額の正確性を検証するためには、実績報告書の事業収支	
			計算のチェックが必要である。しかも、実態を正確に示している事業	
			収支計算でなければ意味はない。八尾市には、民間保育所に対し	
			て、金額の間違いがあると思われる事業収支計算について間違いの	
			指摘及び事業の実態を正確に示す事業収支計算の作成指導が望ま	
			れる。	

38)八尾市民間保育所地域子育て支援センター事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	事業収支計算の正確性の検証	民間保育所地域子育て支援センター事業補助金は、実支出額と算定基準額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする旨が要綱上定められている。この検証のために利用するのが、実績(精算)報告書の事業収支計算である。事業収支計算の収入合計に計算間違いがあった。補助基本額の正確性を検証するためには、実績報告書の事業収支計算のチェックが必要である。実態を正確に示している事業収支計算でなければ意味はない。八尾市には、民間保育所に対して金額の間違いがあると思われる事業収支計算について間違いの指摘及び事業の実態を正確に示す事業収支計算の作成指導が望まれる。	不正確な計算については修正を求めることにより改善策

39)八尾市民間保育所整備費補助

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1 1	所管課子育で支援課	項 目 領収書の入手の不備と支払いの確認に関する要綱の不備	意見の内容(要旨) 事業実績報告書の様式 4 号別紙 2 によると、工事代金の内、支払済のものについては工事請負契約書とともに支払領収書の写しが実績報告書の添付資料として要求されている。しかし、大抵の工事は補助金の交付を受けてから工事請負者に工事代金の支払をするため、実際、領収書の写しを入手するのは前金の支払が生じた時だけである。しかし、交付された補助金が実際に補助目的どおり支出されることを確認するために、事後であっても八尾市は領収書を入手することが必要であり、補助対象経費全額の領収書の入手を要綱に定めるべきである。さらに、実績報告書(事業の完了した日から 30 日を経過するまでに提出)の添付資料として請求書の写	本補助要綱については、平成15年度にて廃止とし、他の社会福祉施設の整備費補助金とともに「八尾市社会福祉施設整備費補助金交付要綱」へ統合しました。この要綱では、実績報告の添付書類等については規定しておりません。添付書類等も含めて、保育所整備分の取扱いの内規を定める必要があると考えられるため、平成16年度事業分を対象として、検討を行っているところです。
			しを入手し、支出内容を確認すべきであり、 請求書提出を要綱上定 めるべきである。	

2	工事完了確認資料の入手	実績報告書の様式(様式 4 号別紙 2)は、「工事完了を確認するに	補助金実績報告にて、建物引渡証等の提出を求めること
		たる検査済証の写(建築基準法第7条第3項による検査済証の写	を平成16年度より検討しています。また、検査について
		│ し又は地方自治法 234 条の 2 条 1 項による検査調書の写)」を実績	は、事務効率の観点から、大阪府による竣工検査に同行
		報告書の添付資料として要求している。八尾市は検査済証をもって	する等の対応を検討しております。
		工事完了確認資料としているとのことであった。しかし、建築基準法	
		第7条第5項若し〈は第7条の2第5項((2) 参照)でいうところ	
		の検査済証は、同項の検査をした「建築物及びその敷地が建築基	
		準法関係規定に適合している」ことを認めたもので、検査済証の入	
		手だけでは請負工事契約の履行、引渡は確認できない。実際、検	
		査済証の日付の数ヵ月後が工事の完成、引渡の時期になってい	
		た。事業の完了、即ち工事完了の確認のためには、検査済証は当	
		然必要だが、さらに、その後請負工事契約の履行、引渡がなされた	
		ことを確認するために、八尾市職員による検査の報告書が必要で	
		あり、その旨を要綱上明確にすべきである。	
3	要綱の不備	要綱第 5 条(補助金の交付の申請)によると、「補助を受けようとす	「八尾市社会福祉施設整備費補助金交付要綱」では交付
		るときは、申請書を別に指定する期日までに市長に提出しなければ	申請時期の規定はしておらず、添付書類等も含めて、保育
		ならない」とあるが、ここでいう別に指定する期日を定めた根拠規定	所整備分の取扱いの内規を定める必要があると考えられ
		は存在しなかった。現状は、補助金交付申請書は、府の申請書と	るため、平成16年度事業分を対象として、検討を行ってい
		ほぼ同時期に提出している。	ます。
		当該補助金は大阪府補助事業の場合であることが前提条件である	
		ので、現状の申請書提出日であっても問題はないと考える。しか	
		し、申請書の提出期限について現状の要綱の表現では不明確であ	
		るので、これを明確にする必要がある。	
4	実績報告書(様式 4 号別紙 2)の添	「工事完了を確認するにたる検査済証の写し(建築基準法第7条第	平成16年度事業分より修正を予定しています。
	付書類の根拠法令間違い	3項による検査済証の写し又は・・・(以下省略))」を実績報告書の添	
		付書類として提出することが、実績報告書の様式上義務付けられ	
		ているが、根拠法令は建築基準法第7条第3項ではなくて、建築基	
		準法第7条第5項若し〈は建築基準法第7条の2第5項であった。	
		実績報告書様式の修正が必要である。	

39)八尾市母子緊急一時保護制度による母子生活支援施設運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	補助金の額に関する要綱の不備	事業実績報告書(様式3号)の「事業費精算書」によると、当該補助金の額は、補助対象経費実支出額(以下21.において「実支出額」という。)と補助金算定基準額とを比較して少ない方の額になっている。しかし、要綱上、算定基準額の定めはあるものの、補助基準額の記載がない。実支出額と算定基準額とを比較して少ない方の額を補助基準額とすることを要綱上明確にすべきである。	平成16年度より「母子緊急一時保護制度実施要綱」を改正し、本事業の経費については、保護事業の実施にかかる委託料による対応としました。
2		事務費の実支出額の検証	事業費の実支出額の検証がなされていない。実支出額については、補助対象施設にその内訳を示した書類及び証票の保管を求め、八尾市職員が定期的に検査に行くことを要綱上明確にし、実施するべきである。	委託料への変更にともない、委託契約書にて委託業務全般について市による検査及び調査を規定しました。

40)八尾市三師会国保事業協力助成金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	保険年金課	補助金の見直し	三師会への補助は、国民健康保険事業に関して協力を受けていることから継続されていると思われる。具体的協力の例として、年に1回「健康・医療・福祉展」を三師会合同で主催、八尾市ほかの後援で開催している。また、保険制度改正や新制度導入(最近事例としては、老人医療制度改正、短期健康保険証制度導入等)に当たり、被保険者に制度を周知徹底するため三師会に協力を求めており、これは有効な手段となっているとのことである。しかし、各会とも会活動費は数千万円単位と大規模であり、自主財源で会の運営を行うことは十分可能である。また、医療関係に携わるこれらの会及び所属医師等が医療行政に協力するのは当然のことと考える。また、八尾市からの補助金は運営補助金として交付しており、金額的に多額でないことから、八尾市は各会の活動にほとんど関与していないとのことである。このような状況を勘案すると、各会に対する運営補助金は必要がないと判断でき、廃止が求められる。なお、もし「健康・医療・福祉展」開催の財源が乏しいのであれば、八尾市は当該催しの後援者としていくらかの補助金を交付することは認められるものと思われる。	各会への運営補助金と指摘を受けている助成金については、廃止する方向で検討しています。 また、健康展については、市として当該事業へ参画する
2		補助金交付要綱の作成	当該補助金については、交付要綱が整備されておらず、毎年起案 決裁等に基づき交付が行われている。補助事業を継続する場合に は、交付要綱を整備することが求められる。	

41)八尾北医療センター保守保安経費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	健康管理課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	要綱上の不備については、今後、検討し整備を行ってまいります。

42)小児夜間救急診療助成金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づ〈意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	健康管理課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	要綱上の不備については、今後、検討し整備を行ってまいります。

43) 中学校クラブ活動近畿・全国大会参加費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	指導課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と	指摘を受けた項目については、支給基準を改訂しまし
			照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要	た。市で新たに示された「補助金等交付基準」と照らし合
			がある。	わせ、さらに改訂すべき点があるか検討してまいります。
2		宿泊料について	宿泊料については、活動旅費支給基準は、1人1泊8,000円を限度	実績報告書の指摘を受けた項目については、実経費が
			に宿泊料の実績額を補助することが定められている。補助対象経	8,000円より小額になった場合、実費額を記入し算出す
			費としては、実績報告書の様式の宿泊料金については【8,000 円×	るよう整備します。
			泊数×(生徒数+引率者数)]と記載されており、実際、1人1泊につ	
			き 8,000 円で計算されている。しかし、宿泊料金の1人1泊あたり実	
			経費が補助金算定基準額の限度額である8,000円より少な〈なる可	
			能性は十分にあり、補助対象経費は算定基準額と実経費を比較し	
			て少ない方と要綱上定めるべきである。実績報告書に実経費欄と	
			算定基準額(=8,000円×泊数×(生徒数+引率者数)欄を設け、両	
			者を比較の上、少ない方を補助対象経費とする様式を設定すべき	
			であると考える。	

44)八尾市校長会に対する研修助成金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	指導課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と	
			照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要	
			がある。	し合わせ、さらに改訂すべき点があるか検討してまいりま
				す。

2	要綱の整備について	事務処理の運用上の方針はあるものの、要綱については、他部署	指摘を受けた項目については、部内各課と調整の上、補
		予算の校長会研修助成金と共通であるため、補助目的、補助対	助金交付要綱を改訂しました。市で新たに示された「補助
		象、補助金額について、要綱上明確にされていない。	金等交付基準」と照らし合わせ、さらに改訂すべき点があ
		指導課予算の校長会研修助成金と他部署予算の校長会研修助成	るか検討してまいります。
		金について、補助事業の運用が別であり、研修会の内容上別々の	
		運用である方が効率的に運用できる、という現実の状況から判断	
		するに、それぞれの部署で要綱を整備し、事務処理を明確に定め	
		る必要がある。	

45)八尾市盲·聾·養護学校就学奨励補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	
2		補助金確定規定の不備	当該補助金については、要綱に補助金確定条項がない。実際の運用は、毎年1月末を期限に補助金対象者について補助金対象者から教育委員会に直接交付申請書が提出され、2月初旬に補助金交付決定される。この交付決定額が補助金確定額になっている。年度末に学校より「転校・退学等」の異動報告により、補助金額を確定し、精算するという手続に関する規定がない。補助金の確定及び精算に関する規定を要綱上定めるべきである。	現在、不備の内容について検討中です。
3		補助単価の見直し	要綱の補助単価は、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」に係る支給補助単価である、「特殊教育就学奨励費補助金(特殊学級分)の要・準要保護単価等」の学用品購入費を準用して定めたものである。その後国単価は変更され、平成 14 年度現在、小学校11,100円、中学校21,700円(学用品購入費)になっており、八尾市の要綱の補助単価とは一致していない。当該補助金は国の法律に基づき市町村が補助事業を実施するものだが、八尾市は、国の基準を参考に市独自の要綱に基づいて実施する手法をとっているため、必ずしも補助単価を国の基準に合わせる必要はない。しかし、当初準用していた国単価と要綱の補助単価が相違している現在、市の制度として必要な補助単価を検討し、その金額の妥当性を明らかにしておくべきである。	用品費であり、国の基準単価の変更に伴い本市の補助

46)八尾市奨学金

意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づ〈意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金の見直し	当該補助金は、低金利が続き、八尾市の奨学基金の基金果実が減少しているため、奨学基金の補填をしている、という役割を負っている。 奨学金制度は、八尾市の奨学制度のほかにも例えば日本育英会、大阪府育英会など、多くの制度がある。担当者によると、奨学制度の利用者は諸制度を選択、併願も可能な状況にあり、八尾市は必ずしも八尾市の奨学制度で対象者全てを援助することは想定していないとのことであった。このような状況であることから、また当該奨学金はそもそも奨学基金及び基金果実で給付すべきものと考えるので、取崩可能な基金があるのかどうかを検討するとともに、補助金を今後も継続するかどうかの検討が必要と思われる。	この制度は、就学の機会均等を確保し就学意欲のある生徒の修学を援助することであります。また、奨学金制度検討委員会で種々論議願い、平成14年度より3年計画で枠の拡大を図り充実したものであり、今後もこの制度を継続していくことが必要であるとの結論に至っています。基金の取崩も理論的には可能であるが、市民等の善意の

47)八尾市私立幼稚園就園奨励費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と	現在、不備の内容について検討中です。
			照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要	
			がある。	
2		保護者受領印の確認	就園奨励費補助金及び就園助成費補助金は個人助成であるた	実績報告書提出時に交付決定者名簿兼受領書の提出を
			め、最終的に、各保護者に就園奨励費補助金及び就園助成費補	義務づけることで確認を行います。
			助金が交付されたことを確認するのは重要な手続である。しかし、	
			八尾市は保護者へ就園奨励費補助金及び就園助成費補助金を直	
			接振込んでいないため、保護者に就園奨励費補助金及び就園助	
			成費補助金が交付されている事実を確認するためには、就園奨励	
			費・就園助成費交付決定者名簿兼受領書における受領印の確認を	
			することが必要になる。実績報告書の提出時に、添付書類として就	
			園奨励費·就園助成費交付決定者名簿兼受領書の提出を義務付	
			け、その受領印の有無を八尾市でチェックすることが必要である。	

48)八尾市私立幼稚園就園助成費補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	

2	1 44 PL A AT A D 1		
²	補助金額の見直し	就園奨励費補助金及び就園助成費補助金の目的は、私立幼稚園	この制度は、国の制度である就園奨励費補助金制度によ
		に就園する幼児の保護者の経済的負担軽減を図ることにあるが、	り、私立幼稚園に就園する幼児の保護者の経済的負担
		そうすることによって、保護者が負担する保育料の公立・私立間の	
		較差是正をも図ることも意図しているとのことである。 八尾市の公立	間較差が見られることから公私間較差是正を図るために
		幼稚園と私立幼稚園の保護者負担については、公立幼稚園と私立	
		幼稚園には明らかに較差がある。公立幼稚園の4歳児待機児童問	
		題が生じており、公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の較差が	度の改正が必要と考えており、制度の改正については、
		大きい現在の状況では、公立に入園を希望するが、抽選漏れのた	
		めやむをえず私立に入園するというケースが生ずるため、「私立幼	
		稚園に就園する幼児の保護者の経済的負担軽減を図り、公立・私	も踏まえて考えているところであります。
		立間の保護者負担の較差是正を図る」という趣旨の就園助成費補	
		助金の必要性はある。就園奨励費補助金は所得に応じて所得の	
		低い層が多く補助金を受けられる制度になっている。一方、就園助	
		成費補助金は、保育料から就園奨励費補助金を差引き保護者負	
		担額が公立保育料を上回った場合にその差額分につき、31 千円を	
		限度に補助金を受けられることになっており、就園助成費補助金の	
		みに着目すると、所得の低い層が必ず多〈補助金を受けられるとは	
		限らない。	
		就園助成費補助金の目的が「私立幼稚園に就園する幼児の保護	
		者の保育料を軽減する」(要綱第1条より)ことにあることから考える	
		に、就園助成費補助金についても就園奨励費補助金同様に、所得	
		層を段階化して補助金額を定めることが妥当であると思われる。た	
		だし、保護者負担額が公立保育料を上回る場合のみ助成するとい	
		う条件はやはり必要である。なお、八尾市は公立幼稚園と私立幼	
		稚園の保護者負担較差是正の方法についての検討は必要と認識	
		しており、すでに、公立幼稚園の保育料並びに保育料の減免及び	
		就園助成費制度について検討中とのことである。	
3	保護者受領印の確認	就園奨励費補助金及び就園助成費補助金は個人助成であるた	
		め、最終的に、各保護者に就園奨励費補助金及び就園助成費補	義務づけることで確認を行います。
		助金が交付されたことを確認するのは重要な手続である。しかし、	
		八尾市は保護者へ就園奨励費補助金及び就園助成費補助金を直	
		接振込んでいないため、保護者に就園奨励費補助金及び就園助	
		成費補助金が交付されている事実を確認するためには、就園奨励	
		費・就園助成費交付決定者名簿兼受領書における受領印の確認を	
		することが必要になる。実績報告書の提出時に、添付書類として就	
		園奨励費・就園助成費交付決定者名簿兼受領書の提出を義務付	
		け、その受領印の有無を八尾市でチェックすることが必要である。	

49)八尾市私立幼稚園事務協力金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	現在、不備の内容について検討中です。
2		事務協力金の内容について	就園奨励費等補助事業にかかる申請事務及び就学時健康診断にかかる事務は、何れも市が行う事業の事務である。八尾市の事務に協力した幼稚園に、事務経費の一部を事務協力金として交付している、というのが当該事務協力金の実態と思われる。要綱によると、事務協力金の交付目的は「八尾市の私立幼稚園並びに幼稚園教育の振興を図る事を目的とする」とあり、実態と要綱の目的の関係が明確ではないと思われる。当該補助金の交付は、就園奨励費補助事業にかかる事務手数料及び就学時健康診断に係る事務手数料の支払いであることが実態であるため、八尾市は、事務手数料を補助金として交付することが妥当か否かの検討が必要である。	子育て支援を取り巻く環境は大きく変化している昨今、就学前教育「幼稚園教育」は多様化する市民ニーズに対応するため、これまでも、これからも、公立と私立が連携協力して推進すべきものと考えており、そのためには、私立幼稚園は無くてはならない教育機関であります。また、国の制度である就園奨励費の取扱は園児の在園確認も兼ねて私立幼稚園での受付となっており、要綱の交付目的のとおり教育の振興を図っているものであり、補助金の算出根拠として実際に行っている事務の一部を採用して算出しているものであります。

50)学校法人大阪朝鮮学園に対する補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	

51) 養護学級センター校通学通級費助成金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	指導課	補助金交付要綱の作成	国の制度に基づ〈補助金であったとしても、市の補助金交付要綱を整備し、関係諸規定に基づ〈事務処理を定めることが必要である。	指摘を受けた項目については、補助金交付要綱を整備しました。市で新たに示された「補助金等交付基準」と照らし合わせ、さらに改訂すべき点があるか検討していきます。

52)八尾市連合青年会運営助成金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	青少年課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	

2	青少年課	助成金の廃止に向けての検討	財政的に見ると、傘下の青年会よりの分担金が収入のおよそ半分	ご指摘の内容につきましては、連合青年会の八尾市に対
			以上を占め、支出内容も全国青年大会への参加関係支出を除くと	する貢献・実績及び同会が市内における唯一の青年層を
			そのほとんどが傘下の青年会を対象とする親睦懇親行事費であ	組織した団体であるということから、補助金を廃止し行政
			る。12 団体、300 人規模の組織構成であり八尾市全体の対象青年	が支援を停止すると同様の組織の立ち上げは不可能で
			人数に比較してもその組織力は微々たるものと判断せざるをえな	あります。
			い。それらを反映して、事務局も八尾市青少年課に所在しており、	青少年課として、連合青年会に対して組織の拡大・事業
			行政主導でその存続を図っている感が強い。所管部署としては、現	の見直し等の申し入れを行い、今後の具体的な事業の展
			状に鑑みて助成金を縮小する方向での検討を行う意向はあるが、	開を指導してまいります。
			青年層を組織した唯一の団体であり事業を維持するために一定金	補助金額については現行の 150,000 円を 20,000 円に変
			額の助成が必要であると主張する。	更します。また、補助金交付要綱の第10条に交付の終
			しかし、活動規模・活動内容共に八尾市の行政活動に重要な影響	期を規定します。
			を及ぼすとは考えられず、このような組織力の弱い青年会を通じて	
			行政目的が十分に達成されているとは考え難い。青年会への加入	
			率は低く、現状の活動内容からは補助目的を十分に達成できない	
			と判断されるので、現状でも少額である助成金の支給を廃止するこ	
			とは止むを得ないものと考える。	

53)八尾市青少年育成団体連絡会補助金(本部)

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	青少年課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と	八尾市青少年育成連絡協議会補助金交付要綱を策定し
			照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要	ました。
			がある。	
2		余剰金の返還条項について	助成金の清算の結果、余剰金を生じたときは、すみやかに返還す	指摘のあった余剰金の返還条項については、交付決定
			べきものとする。」といういわゆる余剰金についての返還条項の記	通知書にその旨を記載するとともに補助金交付要綱第8
			述が交付指令書にはないが、明記すべきである。	条(補助金の返還)に明記することとしました。

3	余剰金についての概念の明確化	返還条項の新設に際しては、返還を求めるべき余剰金についての	
		概念を明確に定める必要がある。当該次年度繰越金が八尾市から	トボール大会や綱引き大会、また夏季には宿泊体験キャ
		の助成金を含むいかなる収入から生じたものであるかの断定は不	ンプ・自然体験事業等々子どもを中心とした事業を毎年
		可能であるが、運営費補助として助成した一方で次年度繰越金が	約15前後の事業を展開しつつ、一方では地区青少年指
		生じていることを考え合わせると、当該次年度繰越金が返還条項に	導員や地区育成会指導員を対象とした研修会・講演会等
		規定する余剰金に該当するや否やの検討が必要である。特定の事	を実施し、効率的・効果的なそして安全性の高い子ども会
		業のために費消されるための収入を除いた助成金を含む総収入か	活動に心がけています。
		ら、円滑かつ持続的な団体運営に要する費用を控除した場合に残	指摘のありました余剰金の返還については今後、団体か
		額を生じれば、それは余剰金として返還すべきであるが、運営につ	らの決算書等のチェックに十二分に行い適正に処置して
		いての予期せぬ環境の変化や事業の実施に際しての状況の変化	まいりたいと考えます。
		に柔軟に対応して当初の目的を達成するためには、収支予算上に	なお、団体運営補助から事業費補助に変更するのが好ま
		おいてもそのような事態に対処できるように合理的な範囲内の金額	しいとの指摘がありましたが上記のとおり非常に事業活
		でリスク対応的な引当積立金を持つことは当然であり、助成の目的	動が広範囲にわたっており、変更することにより事業展開
		に沿う合理的なものであると考えられる。さらに、団体が平年は行	に支障をきたす恐れがありますので、今後、この課題につ
		わない周年事業などの大規模事業や周期的に発生する備品購入	いて慎重に考えながら事業の分析を図ってまいります。
		などに備えた積み立ても必要な場合があると考えられる。連絡協議	
		会の収支計算書の次年度繰越金についてもそのような引当積立金	
		的な性格を帯びていることは否定しないが、次年度繰越金のうちの	
		引当積立金的な部分と返還の対象となるべき本来の余剰金の部分	
		とが判然としないところに問題がある。今後はリスク対応的な引当	
		分は繰越金から分離してその内容を示す名称を付した積立金とし	
		て収支計算書において明示し、余剰金とは明確に区分するのが適	
		当である。さらに、連絡協議会の活動が多くのボランティアに支えら	
		れた社会的に意義のあるものと理解され、この点から運営費不足と	
		いう財政面からの要請のみで助成を行っているものではないとの考	
		えも十分に理解できるところである。今後の連絡協議会の活動内容	
		の進展に伴いその個々の事業内容について青少年育成としての観	
		一点から行政の積極的な助成が必要とされるのであれば、団体運営	
		費補助から事業費補助に助成の目的を変更して対応を図るべきで	
		黄州助かり事業員	
4	 助成金額の算定根拠の明確化	内規における助成目的の表現が包括的であり、さらに助成金額	│ │ 行政の財政困難な状況については団体役員も承知いた
-	めがなる。以外をはは、1000年に	一の算定に関する規定が無いことから、助成目的とそれを達成するた	11以の別以凶無な状況については団体収負も承知いに だいており、新事業の展開については予算との関係上、
		の発生に関する処定が無いことがら、助成合いこともなる建成するだめに交付する助成金額の関係が不明瞭であり、毎年度の助成金額	
		一が前年度の金額を踏襲した固定的なものとなっている。	関重に取り組んでいただいでいるところでありよす。 ただ、補助金の算定については予算範囲内ということもあ
		が前年度の金額を顕くした回足的なものとなっている。 社会的意義が認められる日頃の活動の拠点としての意味でその	んた、補助金の昇足については 7 昇載団内というとこもの り例年補助金の上乗せを要望されていますが、市の財政
		存在が必要な事務局の運営維持を図るために、行政が財政的な困	
		存在が必要な事務局の建昌無持を図るために、11以か別以的な图 窮状態に対する救済として積極的に助成を図るという趣旨からは	
		弱仏態に対する教済として憤惚的に助成を図るという趣自からは 助成金額は運営費の不足分ということになる。したがって、運営費	Y o
		助成金額は連昌賃の不足がていうことになる。したかって、連昌賃 補助は限定的に考えるべきであり、明確な助成金の算定根拠と算	
		定方法が求められるところである。	

54)八尾市青少年育成団体連絡会補助金(地区)

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	青少年課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と	
			照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要	ました。
2	-	余剰金の返還条項について	がある。 助成金の清算の結果、余剰金を生じたときは、すみやかに返還す	 指摘のあった余剰金の返還条項については、交付決定
		示判並の返逐示項にづけて	が成金の肩鼻の結果、宗刺金を至りたとさば、すがらがに返還す べきものとする。」といういわゆる余剰金についての返還条項の記	
			述が交付指令書にはないが、明記すべきである。	条(補助金の返還)に明記することとしました。
3		余剰金についての概念の明確化	返還条項の新設に際しては、返還を求めるべき余剰金についての	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			概念を明確に定める必要がある。次年度繰越金が八尾市からの助	のものについて若干の格差は生じていることは認識して
			成金を含むいかなる収入から生じたものであるかの断定は不可能	
			であるが、運営費補助として助成した一方で次年度繰越金が生じて	•
			いることを考え合わせると、当該次年度繰越金が返還条項に規定	
			する余剰金に該当するや否やの検討が必要である。特定の事業の	
			ために費消されるための収入を除いた助成金を含む総収入から、	事業等々全地域子ども会に精力的に参加いただいてい
			円滑かつ持続的な団体運営に要する費用を控除した場合に残額を はいれば、それは全剰会として近滞すべきであるが、運営について	
			生じれば、それは余剰金として返還すべきであるが、運営について の予期せぬ環境の変化や事業の実施に際しての状況の変化に柔	
			め ア新せぬ環境の支化で事業の実施に除りての状況の支化に来 軟に対応して当初の目的を達成するためには、収支予算上におい	
			てもそのような事態に対処できるように合理的な範囲の金額でリス	
			ク対応的な引当積立金を持つことは、助成の目的に沿う合理的な	
			ものであると考えられる。さらに、団体が平年は行わない周年事業	
			などの大規模事業や周期的に発生する備品購入などに備えた積	ます。
			み立ても必要な場合があると考えられる。各地区連絡協議会の収	
			支計算書の次年度繰越金についてもそのような性格を帯びている	
			ことは否定しないが、次年度繰越金のうちのリスク対応的な引当分	
			等と返還の対象となるべき本来の余剰金の部分とが判然としないと	
			ころに問題がある。今後はリスク対応的な引当部分等は繰越金か	
			ら分離してその内容を示す名称を付した積立金として収支計算書	
			において明示し、余剰金とは明確に区分するのが適当である。な お、連絡協議会が行う子供会活動を児童教育の一環として捉え行	
			の、建船協議会が1777円会局動を元重教育の一環として捉え17 政による教育の補完的活動であるとの理解から、各地区の連絡協	
			はによる教育の補充的活動であるとの理解があ、古地区の理解協同は議会への助成金額については繰越金の有無にかかわらず、所属	
			はなくのの成立間については深起立の自然にかかわりず、所属する子供一人あたり助成金額を定めておき、それに所属する人数	
			を乗じた額を基本的に配分しており、その配分方法や前提とする考	
			え方にも一応の合理性は見出し得るものの、子供会への参加が任	
			意であり参加対象となる子供の全員ではないために、全面的に行	
			政補完的な存在であるとは認められず、余剰金の存在を無視して	
			助成を継続することについては問題がないとは言えない。	

55)八尾市PTA協議会に対する助成金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習推進	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と	八尾市PTA協議会補助金交付要綱を策定しました。
	室		照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要	
			がある。	
2		余剰金についての概念の明確化	次年度繰越金が八尾市からの助成金を含むいかなる収入から生じ	ご指摘の内容のとおり、当該余剰金は団体活動の予算
			たものであるかの断定は不可能であるが、運営費補助として助成し	の中において、その活動が長年に渡り持続性をもってリ
			た一方で次年度繰越金が生じていることを考え合わせると、当該次	
			年度繰越金は返還条項に規定する余剰金であると判断せざるを得	定の上一定の使途科目を明確にしつつ予算の範囲で助
			ない。	成する必要があると考えます。
			しかし、余剰金についての明確な概念規定が無いことから、その解	従って、団体からの補助金交付申請並びに決算報告に
			釈に混乱が生じており、余剰金の返還には至っていない。	ついて一層精査してまいりたいと考えます。
			当該余剰金の返還についての問題が生じた原因は、交付指令書に	
			規定する余剰金について明確な概念の定義がなされていないため	
			であり、返還を求めるべき余剰金についての概念を明確に定める	
			必要がある。	
			特定の事業のために費消されるための収入を除いた助成金を含む	
			総収入から、円滑かつ持続的な団体運営に要する費用を控除した	
			場合に残額を生じれば、それは余剰金として返還すべきである。し	
			かし、運営についての予期せぬ環境の変化や事業の実施に際して	
			の状況の変化に柔軟に対応して当初の目的を達成するためには、	
			収支予算上においてもそのような事態に対処できるように合理的な	
			範囲内の金額でリスク対応的な引当積立金を持つことは、助成の	
			目的に沿う合理的なものであると考えられる。協議会の収支計算書	
			の次年度繰越金についてもそのような性格を帯びていることは否定	
			しないが、次年度繰越金のうちのリスク対応的な引当分と返還の対	
			象となるべき本来の余剰金の部分とが判然としないところに問題が	
			ある。今後はリスク対応的な引当分は繰越金から分離してその内	
			容を示す名称を付した積立金として収支計算書において明示し、余	
			剰金とは明確に区分するのが適当である。	

3	助成金額の算定根拠の明確化	内規における助成目的の表現が包括的であり、さらに助成金額の	ご指摘の内容につきましては、当該社会教育関係団体の
		算定に関する規定が無いことから、助成目的とそれを達成するため	自主的な活動部分と、社会教育行政が助成するべく事業
		に交付する助成金額の関係が不明瞭であり、毎年度の助成金額が	を明確にするため、助成目的を会員の家庭教育等にかか
		前年度の金額を踏襲した固定的なものとなり、助成金を巡る行政が	わる研修等に設定したうえで、当該団体の予算並びに本
		ダイナミックな精彩を欠くものとなっている。	市の財政状況を鑑み算定することが適正であると考え、
		主としてPTA会員を対象に八尾市の行政区域内を活動範囲とする	要綱の中で設定してまいりたいと考えております。
		ような日常の活動については会費を中心する自主財源で費用は賄	
		われるべきであり、一方、事務局機能の維持に必要な費用の不足	
		分や、上部団体が主催する研修会や大会等に参加するのに必要	
		な費用については八尾市が補助目的との関係から助成金にて支援	
		するなどの目的関連性を持った助成金額の算定と算定根拠の明確	
		化が必要である。	

56)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター運営費補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	申請から補助金交付までの手続きについて要綱改正を 予定しています。
2		補助金の見直し	八尾市は、福祉サービスセンターの事業が採算の取れる事業であるのか見直しが必要と考える。具体的には現在、給付内容の見直しを行っているが、それを基に事業採算が取れるのか、さらに運営費を含んだ福祉サービスセンター全体としてのシミュレーションを実施すべきである。その際、事業の年度収支計算だけでなく、損益計算も行う必要がある。シミュレーションの結果を受けて、提供するサービスの魅力を高め新しい会員を獲得して会員数を増やし、効率のよい運営をすることで福祉サービスセンターの採算を取ることが可能であるのか検討すべきである。なお、運営費を含めた自立可能な会員数は 1 万人以上必要と推定でき、現状から会員数を 1 万人以上増やすには相当の努力が必要であると考えられる。給付内容及び事業メニューをさらに見直し、それでも採算が取れる可能性がないのであれば、場合によっては福祉サービスセンターの存続そのものについての検討も必要と考える。	15年度には、当該センターの事業費における採算が取れるよう、将来見通しもつけ、給付内容の見直しを行い、会員拡大を図りました。今後はさらに事業ごとの収支や利用件数などによる見直しを行い、提供するサービスの魅力を高めつつ、効率の良い運営を行っていくものであります。尚、運営費を含めたセンターの自立可能な会員数まで会員拡大することは困難が予想され、採算が取れる可能性は低いが、当該センターが市内中小企業に働く労働者の福利厚生制度を充実させることにより、大企業との労働環境格差を縮め、中小企業振興へ寄与するものであります。よって、将来見通しを行う上で、必要に応じてシミュレーションを行い、効率の良い運営を行うことが必須であるが、採算の如何に関わらず、中小企業振興の目的を必要とする限り、存続させていくべきものと考えております。

3	実地検査の記録が不十分	補助金額の確定手続の一環として、実績報告書等の審査及び補助	平成 15 年度のサービスセンター会計監査における実地
		金の適正な執行を図るために必要と認めたときは、実施検査等を	検査分より、報告書として検査記録を残しています。
		行う(要綱第 7 条より)とあり、八尾市は実績報告書を入手し、実地	
		検査も実施している。しかし、実地検査は福祉サービスセンターに	
		対する八尾市の監査委員監査に同席して実施しているが、検査記	
		録等を残していない。実績報告書の審査や実地検査は、補助金の	
		公正な使用を担保するために要綱第7条の規定に基づいて実施さ	
		れ、補助金の額が確定される。したがって、補助金の額を確定する	
		ための証拠記録として、実地検査の検査記録等は残すべきであ	
		ర ,	

57)八尾地区労働組合協議会運営助成金

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づ(監査の結果に対する措置について

番号	所 管 課	項目	監査の結果(要旨)	措置の内容と改善の方針
1	産業振興室	実績報告書及び事業報告書の未入 手	要綱によると、毎年1月末までに、実績報告書及びその添付書類として事業報告書を市長に提出しなければならない、とあるが、提出されていなかった。	
				に基づ〈様式にて提出を求め、受理しています。

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	
2		補助金の算定根拠が不明確	補助金額は、市長が別に定めるところにより、予算の範囲内において交付することになっているが、「別の定め」として明文化された算定根拠はない。補助金の算定根拠は補助金の必要性にも関係するが、当補助金は算定根拠が不明確なまま毎期一定額の補助金額となっており、その必要性が疑問である。少なくとも行政の裁量に委ねるのではなく、要綱で金額算定根拠を明確にしておく必要がある。	同上
3		実績報告手続きと定期大会議案書	八尾市は、現在、実績報告書が入手できていない。これについて、 八尾市は、決算書や定期大会議案書を入手していることで実質的 に実績報告書の代わりにしていたとの認識であるが、実績報告書 は補助金の公正な使用を担保し、補助金額確定(要綱第7条)の前 提となる重要な書類であり、実績報告書を入手すべきである。仮に 事業内容を定期大会議案書で確認したいとのことであれば要綱を 改正し、定期大会議案書を実績報告書の添付書類として取扱うべ きである。	同上

4	補助金の廃止に向けた検討	本来、八尾地区労働組合協議会は労働者、労働組合の受益のた	同上
		めのものであって、自主財源による自主的運営を期待されるもので	
		ある。活動・効果の面から補助の必要性が乏しいことに加えて、財	
		政面からは自主財源と特別事業積立金の取崩しにより、補助がなく	
		ても八尾地区労働組合協議会の運営は可能であり、当補助制度は	
		廃止すべきである。	

58)中小企業振興対策補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして、平成 16年4月1日付で八尾商工会議所補助金交付要綱を改正しました。
2		補助金の算定根拠が不明確	補助金額は平成2年以降、毎年5,000千円で一定である。しかし、「会議所の運営に要する経費」、「商工業振興事業費」、「中小企業相談所の運営に要する経費」及び「その他市長が特に必要と認める事業に要する経費」の内訳が明示されておらず、算定根拠が不明確である。また、毎年5,000千円に決定されている合理的な理由もない。 補助金の算定根拠は補助金の必要性にも関係するので、要綱で金額算定根拠を明確にしておく必要がある。	平成16年4月1日付で改正の八尾商工会議所補助金交付要綱において、補助対象経費の内訳等について別表において明記しました。
3		事業実績の把握が不十分、補助効果が不明確	要綱第6条の規定によると会議所は、補助年度終了後3カ月以内に事業報告書、収支決算書を提出しなければならない、とあり、八尾市は事業報告書と決算書を入手している。しかし、どの交付対象経費にどれだけ使用され、その結果、市内の商工業の振興にどのように寄与したのかという補助効果を現状の事業報告書からは把握することはできない。他に八尾市は補助効果を評価しておらず、市内の商工業の振興に寄与した事実の把握ができていない。会議所の活動を定量的に評価して補助効果を明確にすべきである。	

4	補助制度の改正に向けた検討	会議所の行う事業は、会員のための事業と、広く市内商工業者を	運営費補助については廃止し、事業費補助に限定し、補
		対象とする事業がある。当該補助金は、市内商工業者の振興に期	助事業内容を明確にしました。
		待して補助するものであるから、補助金は後者の事業に使用される	
		べきものである。当補助制度は要綱上、運営費補助と事業費補助	
		とが併記されているが実質的には運営費補助として運用されてい	
		る。運営費補助は事業費補助に比べて補助効果が不明確になる	
		傾向があり、事業費補助にすべきである。	
		なお、現在、要綱上の補助対象事業である「商工業振興事業費」	
		は、事業が特定されておらず、抽象的で、適切でない。例えば次の	
		4.情報化促進事業のように広く市内商工業者を対象とする事業の	
		ように、事業を特定する必要がある。要綱の条文の中にある運営	
		費補助部分については削除し、補助対象事業内容を明確にする必	
		要がある。	

59)信用保証料補給金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	

60)情報化促進事業補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要	「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らし、また、外部 監査の趣旨に沿って、平成16年4月1日付八尾商工会
			がある。	議所補助金交付要綱を改正しました。
2		補助金の評価が不十分	要綱第6条の規定によると会議所は、補助年度終了後3ヵ月以内	定量的に、補助金の効果を評価できるように要綱を改正
			に事業報告書、収支決算書を提出しなければならないとあるが、八	しました。
			尾市は情報化促進事業の事業報告書を入手していない。事業報告	
			を兼ねた決算書を入手している。	
			入手した決算書等により情報化促進事業を評価することになるが、	
			実績の評価は客観的に評価結果を後年の事業に反映させやすい	
			定量的評価が望ましい。しかし、決算書では実施事業の実績につ	
			いて定性的な記述が多く、また、八尾市は他に定量的な評価を実	
			施していない。例えば、回線・サーバーの利用回数、Fネット(企業	
			情報提供ネット)の利用回数など定量的な指標を用いて、補助金の	
			効果を評価するべきである。	

3	要綱の規定が不明確	当補助制度は会議所が行う情報化促進事業を補助対象とする事	改正した要綱において、「情報化促進事業」を補助対象と
		業費補助である。しかし、当補助制度は3.中小企業振興対策補助	することを明記しました。
		金と同様に、八尾商工会議所補助金交付要綱を根拠規定としてい	
		る。同要綱では補助対象事業を会議所が行う商工業振興事業とし	
		ているだけで、具体的に「情報化促進事業」を補助対象としているこ	
		とが明確にされていない。何故、「情報化促進事業」に補助するの	
		か要綱上の規定が不明確である。	
		当補助制度の根拠を明らかにするため、要綱を改正して、「情報化	
		促進事業」を補助対象とすることを明記するべきである。	

61)商業共同施設設置補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	

合理的な補助の検討

八尾市は平成 13 年度、平成 14 年度と2 年連続で恩智駅前ショッ ピングセンター・アーケード改修工事に各々5,000 千円を補助してい る。これらの工事は全長百メートル程の恩智駅前アーケードについ て施工箇所を分割して実施したものである。両年度の工事を全体と してみると、アーケード改修丁事は、2年間で10,000千円の補助金 が支出されている。また、平成14年度の丁事では当初の事業計画

にはなかった紫外線カットフィルム貼り工事をアーケード全体に施 丁した。要綱上は、各年度の補助額が上限額 5,000 千円以内であ り、異なる種類の工事が施工されているので八尾市としては問題な いとのことである。しかし、第三者の目から客観的に工事の内容を みた場合、二つの点で疑問が生じる。まず、第一に、八尾市が丁事 の全貌を把握できていたかどうかである。八尾市が当該工事につ いて補助対象とする是非を判断する際に、補助目的との適合性等 を適切に判断するには工事の全貌の把握が当然、必要と考えられ るからである。この点につき、ショッピングセンター・アーケードに紫 外線カットフィルムは必要なように思われるが、平成 14 年度の紫外 線カットフィルム貼り工事については、八尾市は実施後に初めて報 告を受けており、補助金額は当初予算額 4.700 千円を超過すること となった。そのような経緯からは、八尾市は工事の全貌を適切に把 握していたかどうか疑問である。第二に、合理的な理由により工事 を分割しているかどうかについてである。丁事を分割することは、事 業主体の資金繰り等の事情にも関係しており要綱上も認められる。 しかし、丁事を分割すると、例えば、足場組代、警備代等の丁事費 用が二重にかかる場合もあるから、事業者が補助を受けるため、 著しく非効率に複数年度に丁事を分割して施工しようとしていない かどうか、丁事手法についての技術的な見極めが必要である。今 回の監査で、八尾市が工事手法の合理性について技術的な見極 めをしたかどうか確認したところ、その事実はなく、金額等のチェッ クにとどまっており、非効率な工事でなかったかどうか疑問である。 八尾市は、市民からこのような疑問を持たれないようにするため、 事業計画書の提出を受けた時から予算の観点からだけでなく、補 助目的との適合性の観点から工事収支の全貌の把握に努める必 要がある。そして所管部署である産業振興室は外部の専門家や市 役所の建築部に依頼するなどして、工事を合理的な理由により分 割されるものであるかどうかについて検討すべきである。事業者の 資金繰り等の事情を考慮する必要があるが、丁事分割が著しく合 理性を欠いている場合は、事業者を指導して工事を施工させ、市内 の商業の振興を図るという補助目的を効率的に達成すべきであ

合理的な補助を行なうために、施設の改修予定表(時系 列に記載するもの)を、事業計画書提出時に添付するな ど補助団体が計画している内容を確認できるよう要綱を 改正する予定です。

る。

3	交付	寸申請の時期について	平成 14 年度恩智駅ショッピングセンター・アーケード改修工事につ	申請から補助金交付までの手続きについて要綱改正を
			いては、平成 13 年 10 月 30 日付けで事業計画書(総工事費 30,000	予定しています。申請後の事業内容変更に関する手続き
			千円)が市長に提出されているが、その後平成 14 年に実際に工事	についても同時に行います。
			する際に紫外線カットフィルム貼り工事(工事費 10,333 千円)が追	
			加され、総工事費及び内容が大幅に変更された。このような紫外線	
			カットフィルム貼り工事は事前に提出した事業計画書の内容を大幅	
			に変更するものであり、本来は事業実施前に事業計画書を再提出	
			して八尾市と協議するなどの対応が必要と考えられる。しかし、要	
			綱第6条の規定で「事業実施後に補助金の交付を申請する」との定	
			めがあるため、変更された工事の実施後に補助金の交付が申請さ	
			れ、補助金は交付されている。結果的に八尾市は事前相談もなく無	
			断で事業計画書の工事内容を大幅に変更され、申請時に事後的	
			報告を受けることになった。これは工事費の負担を伴う当補助金の	
			性格からして、適切ではないと考える。	
			八尾市は要綱を見直し、「事業実施前に補助金の交付を申請する」	
			ように申請手続きを改めるべきである。また、現在は事業内容変更	
			について要綱に定めがないが、補助金申請時と事情が大きく変り、	
			補助金申請後に事業の一部を変更する必要があるケースも想定さ	
			れる。事業内容変更の要望に対応しつつ、補助金支出の公正性を	
			確保できるように、申請後の事業内容変更は「事業変更届書の市	
			長への提出とその承認が要る」との定めを設けるべきである。	
4	連続	売した補助に対する一定の制限	本来、商業共同施設は、設置者の負担で改修すべきところを一定	商店街等によって規模等が異なるため、補助を受けた団
			の公共性が認められる点を考慮して、八尾市が工事代金の一部を	体が連続して補助を受けることができない期間を設けるこ
			補助するのであり、公金を支出する以上は無制限に補助するもの	とは難しいと考えます。しかし、要綱改正により「原則」とし
			ではない。一度補助を受けた後、合理的な期間が経過していない	て補助の連続性は認めないことを規定する予定です。
			にもかかわらず、同一団体に同一箇所、同一施設の工事について	
			連続して補助することの必要性は原則的には認められないと考え	
			る。しかし、現在の要綱にその制限はない。八尾市は一度補助した	
			後、合理的な期間が経過するまでは同一の団体に対し、同一箇	
			所、同一の施設の工事について連続して補助しないとする制限を	
			要綱上で設けるべきである。合理的な期間とは例えば、当該施設	
			の経済的、機能的な耐用年数が目安になると考える。	

62)地域商業活性化事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	決算報告書の不備	要綱第8条の規定により補助金の交付を受けた団体から決算報告	平成15年4月1日において、補助金交付等の手続の要
			書を入手している。平成 14 年度に入手した決算報告書のうち、1 件	綱改正を行い、実施前に申請、交付決定を行ない、実績
			「どんどんまつり盆おどり大会:高安駅西整備振興会」の提出した決	報告書提出後に補助金を確定し、交付することになったこ
			算報告書の収支が一致していない。収入の部は自己資金319千円	とにより、決算書等をより慎重に確認できるシステムとし
			と市補助金200千円と合わせて合計で519千円となっているが支出	ております。
			の部には演出興業費 200 千円の記載が在るだけで、支出 319 千円	
			分が記載洩れとなっている。八尾市は支出の記載洩れを見落とし	
			たまま受領している。決算報告書は補助金を申請したとおりに事業	
			が実施され、当該事業が補助金交付要件を満たしていることを資	
			金面から裏づける証拠資料であるから受領時に慎重に確認する必	
			要がある。	
2		事業実績の把握が不十分	八尾市は要綱第8条の規定により案内書、チラシ、リーフレット等の	イベント等を開催したことによる効果を得るために、実績
			入手に努めており、事業が実施された事実は把握している。しか	報告書提出時に、必ず事業開催時の写真を添付してもら
			し、例えば地域における催し物の参加人数を把握するなどの事業	
			の評価が十分に実施されていない。そのため、商業活性化事業を	果を確認できる方法がないか検討してまいります。
			実施して、市内の商業の振興にどの程度効果があったのか不明確	
			である。当補助制度の対象事業としては、別表第1に掲げる事業種	
			別の「地域における催し物等」、すなわちイベント事業が多い。イベ	
			ント開催時にアンケートを実施するなどして、イベント開催が商業活	
			性化に対してどのように効果があるか把握する必要がある。効果を	
			把握すれば、後年の事業で事業効果の高い事業に補助金を重点	
			配分することも可能になると考える。	

63) 産業博(新技術·新製品等発表展示会) 開催補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づ〈意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	

64)八尾市消費問題研究会補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	

		·	
2	証拠書類の保存が不十分	八尾市消費問題研究会は収支決算を記載した事業実績報告書に	事業実績報告書だけでなく、支出実績を確認するように
		より市長に事業の実績を報告している。 平成 14 年度補助金交付額	し、八尾市消費問題研究会にも証拠書類を適切に保存す
		200千円の使途について、収支決算書では研修費57千円、会議費	るよう指導しました。
		102 千円、通信連絡費 20 千円、他団体協力費 25 千円に支出したと	
		している。しかし、領収書等の証拠書類の提示を求めたところ、領	
		収書や会議などのパンフレットの一部が破棄されており、使途の全	
		額は確認できなかった。また、所管部署である産業振興室でも把握	
		していなかった。	
		八尾市は事業実績報告書だけでなく、領収書等もチェックして支出	
		実績を確認することが必要であり、八尾市消費問題研究会も証拠	
		書類を適切に保存するべきである。	
3	事業評価が不十分	八尾市消費問題研究会は補助事業等の成果を記載した事業実績	消費者問題は悪質商法、ヤミ金融等、その手口が巧妙か
		報告書により市長に報告をしている。しかし、事業実績報告書の内	つ、複雑化しており被害者救済の必要性は益々高まって
		容が八尾市消費問題研究会の活動日と活動のタイトルのみの記載	いるなか、公の機関が担うべき業務の一部をボランティア
		であり、消費者啓発活動及び消費者教育の推進並びに消費者活	で引受ける消費問題研究会もスタッフの増員を検討し、
		動に関する事業の成果(相談件数など)の把握ができない。また、	研修会を実施するようにします。また、法的知識の優れた
		所管部署である産業振興室も事業の成果について十分な報告を受	専門スタッフを確保するなど量的にも質的にも処理能力
		けておらず、他の方法によっても把握していない。補助金の成果を	を向上するよう検討します。
		適切に把握できなければ、補助金額の増額や減額もできないこと	事業の成果を例えば相談件数、食品衛生パトロール実施
		から、八尾市消費問題研究会への補助金額は毎年度一定額となっ	件数等定量的に評価し、評価結果を補助金額に反映さ
		ている。近年、消費者問題は悪質商法、ヤミ金融等、その手口が巧	せ、場合によっては増額も検討します。
		妙かつ、複雑化しており被害者救済の必要性は益々高まっている。	
		本来これらの問題には消費者センターが対処するべきであるが、	
		公の消費者センターが設置されるまで、八尾市では専門員1名と消	
		費問題研究会が対応するしかない。八尾市は専門員を平成 15 年	
		11月より2名に増員している。公の機関が担うべき業務の一部をボ	
		ランティアで引受ける消費問題研究会もスタッフを増員する、また、	
		法的知識の優れた専門スタッフを確保するなど量的にも質的にも	
		処理能力を向上することが必要と思われる。	
		事業の成果を例えば相談件数、トレイ・牛乳パック回収量、食品衛	
		生パトロール実施件数等定量的に評価し、評価結果を補助金額に	
		反映させ、場合によっては増額も検討すべきである	

65)特産物指定産地育成事業補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	交付要綱については改正作業中です。

	<u></u>	·-	
2	事業実績の把握が不十分	要綱第 9 条の規定によると補助事業者は補助事業が完了したとき	
		は、事業実績報告書に収支清算書及びその他必要な書類を添えて	が難しいと思われます。
		提出しなければならない、とあり、八尾市は事業実績報告書と収支	当面、指定産地の補助団体の会員数や栽培面積、出
		清算書を入手している。しかし、事業実績報告書の内容が事業の	荷状況等の把握に努め、その推移をみながら、当補助金
		収支決算の記載のみであり、具体的にどのような事業を行い、どの	の効果的な支出方法を検討してまいりたいと考えており
		ような効果をあげているのかの状況が把握できない。また、所管部	ます。
		署である産業振興室では他の方法によっても把握していない。当補	
		助金制度の創設当時に農家数等を根拠に補助金額を決定した経	
		緯があると思われるが、当補助金制度の創設から既に長い年月を	
		経ており、現在の各産地の農業の状況に格差が生じている。これ	
		に対して、平成 4 年度以降、補助金総額は毎年度同額であるうえ、	
		各団体に対する補助金額は毎年ほとんど同額となっている。平成	
		14 年度に久宝寺促成出荷組合に対する補助金額を 20 万円減らし	
		て、南高安相互出荷・堆肥研究会に対する補助金額を20万円増額	
		した動きがみられる程度である。	
		産地の育成によりブランド化を図るためには、適地適産の進捗度合	
		に応じて、事業効果の高いものを重点的に補助しなければ、効率	
		的に目標を達成することはできない。例えば、特産物を指定した地	
		区には、ブランド化が図れた特産物を生産する団体とブランド化が	
		全〈見込めな〈なった特産物を生産する団体がある。出荷規格改善	
		は本来、農業者が自己の負担で実施すべきものであるから、ブラン	
		ド化が図れた特産物を生産する団体は補助対象から外すことも検	
		討すべきである。また、ブランド化が全く見込めなくなった特産物を	
		生産する団体も補助効果に乏しく補助対象から外すことも検討すべ	
		きである。そのために、毎年度、出荷高、シェア等の指標で事業効	
		果を適切に測定し、当補助金の事業実績(適地適産の進捗度合)	
		を評価する必要がある。	
		1	

66)八尾造園緑化事業協同組合補助金

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づ(監査の結果に対する措置について

1	番号	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	措置の内容と改善の方針
	1	産業振興室	事実と異なる実績報告	平成 14 年度の補助事業の収支清算書において、事実と異なる金額を記載して報告されていた。適正な収支清算書を入手すべきである。	修正済の実績報告書(収支清算書)を徴収しました。
	2		総会・役員会開催日記載誤り	平成14年度の事業実績報告書によると、総会の開催日、役員会の 開催日ともに事実と異なる報告がなされていた。	修正済の実績報告書を徴収しました。

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	補助金を平成 16 年度より廃止の予定としています。

2	補助金の廃止に向けた検討	八尾造園緑化事業協同組合は、農地で苗木を育てる等の活動によ	補助金を平成 16 年度より廃止の予定としています。
		り農地の保全に一定の役割を果たしていたものの、当該苗木を育	
		てる等の活動が少なくなってきており、当該補助金の必要性は薄れ	
		てきたと考えられる。次に、事業実績報告書と収支清算書の内容が	
		会議の開催日と総合的な調査・研究を行った旨の記載のみであり、	
		具体的な事業内容が把握できない。そして、事業実績報告及び収	
		支清算書の記載事項も事実と異なる報告がなされているため、八	
		尾造園緑化事業協同組合の育成強化を図り、植木及び造園等に	
		関する情報交換及び調査研究活動を促進した事実(植木・園芸の	
		近代的推進と若手技術者養成)が把握できない。また、所管部署で	
		ある産業振興室でも把握していない。さらに、平成14年度の調査研	
		究活動について、剪定〈ずの堆肥化を調査・研究していたとのこと	
		であるが、その研究報告書の提示を求めたところ、研究報告書は	
		│確認できなかった。 過去、数年分の調査研究活動についても同様 │	
		であった。平成 14 年度に各種機械器具取扱講習会と農薬講習会	
		の開催を予定していた。各種機械器具取扱講習会は人数が集まら	
		なかったため、開催を断念している。また、農薬講習会については	
		農薬取締法が大幅に改正されたため、農業協同組合が農薬説明	
		会を開催することになり、そちらに参加することで代替したとのこと	
		である。ただし、八尾造園緑化事業協同組合員の誰が、いつ参加し	
		たのか一切、記録がないため活動状況を確認できなかった。以上	
		のことから植木及び造園等に関する情報交換及び調査研究活動が	
		活発に実施されているとは客観的に認められず、補助金の効果が	
		不透明である。補助金の効果が不透明である団体へ補助する積極	
		的な理由は見当たらない。仮に当補助制度を廃止したとしても、八	
		尾造園緑化事業協同組合は平成 14 年 1 月 1 日から平成 14 年 12	
		月31日までの一年間におよそ22,992千円の自己収入があり、現在	
		の補助金額が84千円であることから組合の存続に影響はないと考	
		えられる。したがって、当補助金制度は廃止すべきである。	

67)大阪府北部農業共済組合事業運営費補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と	交付要綱の改正作業中です。
			照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要	
			がある。	
2		大阪府北部農業共済組合と経費節	大阪府北部の八尾市他関係 21 市町から組合に対して経費を節減	従来より経費節減を求めているところですが、今後も関
		減の交渉	するように求めているが、関係 21 市町が運営費を補助しているの	係市町とともに、一層の効率的運営を求めてまいりたいと
			で、市単独で交渉を行いにくいのが実情である。八尾市は、平成 12	考えております。
			年農業センサスの総農家数が 1,313 戸と関係 21 市町の中で上位 4	
			番目に位置しているため、比較的、多額の運営費を補助している。	
			総農家数が多い自治体としてより積極的に他の関係市町に働きか	
			けて組合に経費を節減するように求めていくべきである。	

68)コンポスト助成金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	資源循環課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	購入者への現地調査に代わる方法として、平成16年度から、助成対象者の条件に、「ごみ減量及び堆肥化についての状況報告等ができる者」を追加する等、要綱を改正しました。
2		補助事業方法の見直し	生ごみ堆肥化容器を使用すれば、生ごみが堆肥に転じることで生ごみの減量化が図れるのは事実である。これは「一般家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による有効利用を促進する」目的に沿ったものであり、八尾市のごみ減量施策にも合致する。しかし、「生ごみの減量効果」に目を市であり、八尾市のが必要になる「生ごみ堆肥化容器の助成台数は平成 14 年度末で累計 517 台であり、八尾市の推計世帯数 104,129 世帯(平成 14 年 9 月現在)に比べて、生ごみ堆肥化容器による「生ごみの減量効果」は僅かと推定できる。また、「堆肥化による有効利用」に目を向けると、少量の堆肥ならばともかく、生ごみ堆肥化容器によって生まれる大量の堆肥を有効に利用できる家庭は限られる。堆肥の活用を知が必要だからである。「生ごみの減量効果」、「堆肥化による有効利用」とも助成を受けた者がコンポストを使い続けていることが前提となるが、八尾市は現在も使い続けているかどうかの調査を実施していない。補助を継続する以上、実施しているかどうかの調査を実施していない。補助を継続する以上、のなくとも 2、3 年前に助成した者についての使用状況の調査を実施すべきである。このように物量面での効果に限定的である一方、八尾市は、生ごみ堆肥化容器によるゴミ減量化を市民に広くPRし、意識面で生ごみ減量施策を訴える効果に期待が大きいと考えている。しかし、助成台数の年次推移(注1)をみると、当補助制度は導入時の平成5年、平成6年は助成台数が203台、112台と、多くの助成実績があったものの平成7年以降急激に助成台数が落ち込んでいる。そして平成11年度以降は20台を超える実績はない。助成台数を見る限り、生ごみ堆肥化容器を市民に広くPRし、意識面で生ごみ減量施策を訴える効果は導入後、数年で急に失速しており、減量施策を訴える効果に期待するのならば、コンポスト助成台数が増加する施策、例えば販売業者を特定しない等の施策を実施しても助成台数が増えないのである。当該施策を実施しても助成台数が増えないのであれば、当補助制度は廃止を含めて見直すべきである。	ごみ減量の施策として、ごみ全体の中で6割強を占める可燃ごみの減量は必要であり、その中でも約3割を占める生ごみの減量・リサイクルする施策を多く持つことは重要と考えます。ここ数年助成件数は20件を超えていない実情ですが、利用を求める市民がいることも事実であり、市政だより等の助成記事が市民に対するごみ減量のPRに繋がり、減量意識を広める効果があると考えます。また、費用対効果の観点から見ると、助成費用は、1台あたり3,000円ですが、八尾市は1kg当たり12.9円で大阪市に焼却委託をしており、助成世帯が生ごみをコンポストで処理したとすると、一世帯当たり年間2,056円の焼却費用減となり、コンポストを2年使用するだけで、助成費用を上回ることになります。コンポストは10年近くの使用は可能であり、費用対効果から考えて、継続していきたいと考えます。助成台数増加の施策として、平成16年度から、購入前申

69)公害防止資金融資利子補給金

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づ(監査の結果に対する措置について

番号	所 管 課	項目	監査の結果(要旨)	措置の内容と改善の方針
1	環境総務室	請求手続きの遅延	平成 14 年度上半期分の利子補給請求手続きについて、利子補給金の交付を受けようとする者は、利子補給金交付請求書を上半期の終了の日(7月31日)から起算して1ヵ月以内に市長に提出しなければならないとあるが(規則第17条)、平成14年10月25日付けで請求されており、規則違反となっていた。請求期限は補給金交付要件の事実確認を速やかに実施するために規則上設けられたと考えられるので遵守すべきである。	

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	環境総務室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	「適正化法」及び施行予定の「八尾市補助金交付規則」に基づき融資規則等を改訂してまいります。
2		補助金の廃止に向けた検討	公害防止は、公害を発生させた中小事業者の責任であり、本来、事業者が自己の負担で措置すべきものである。これに対し当補助制度は、公害防止条例により緊急的に措置する場合、一時的に中小企業者に過重な負担となることに配慮して、公害防止と中小企業支援という公益性から、補助するものである。特に、当補助制度が創設された当時はカラオケブームによる騒音への苦情が多発し騒音対策を中心に当補助制度の果たす役割は大きかったと考えられる。しかし、現在、八尾市内で公害問題が急増するような状況にはない。近年、公害防止資金融資の新規融資事例もなく、僅か利用件数が3件で年数万円の実績しかない。公害防止対策上、中小事業者に対する公害防止対策資金の融資制度は今後も必要と考えるが、市中金利が低い状態が継続しており、利子補給金制度は金銭面から公害の防止を促進し、もって市民の生活環境の改善を図る効果があるとは、ほとんど認められない。以上の状況から当補助制度は既に役割を終えたと考えるべきである。八尾市も今後「環境管理の国際規格である」S014001の認証取得補助」、「低公害車の取得補助」など他の有効な施策の方が公害の防止を促進し、もって市民の生活環境の改善を図る手段として有効であると考えている。当補助制度は廃止すべきである。	利子補給制度については、「休止」若しくは「廃止」を検討していきます。これに併せて、「八尾市中小企業公害防止資金融資規則」や「八尾市中小企業公害防止資金融資事務取扱細則」の一部改正等を行ってまいります。

70)合併処理浄化槽設置費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	環境総務室	補助金の廃止に向けた検討	当補助金制度の目的は下水道整備までの暫定対策として、汲み取り式や単独処理浄化槽を設置するところを合併処理浄化槽に誘導することで河川の汚濁負荷を軽減して「公共用水域の水質及び生活環境の保全」並びに「公衆衛生の向上」を図ることにあった。しかし、平成12年の国の法律改正により単独処理浄化槽が設置できなくなったので、補助金による誘導がなくても合併処理浄化槽の普及は見込まれる。したがって、当補助は役割を終えたものとして廃止するのが適当である。ただし、八尾市の下水道普及率は65%程度であり、今後も年3%以下の普及率アップしか見込まれていない。下水道普及が遅れる場合、当面の間下水道普及が見込まれない地域も生じる。その間、家主が自ら合併処理浄化槽への改造工事をするまで、既存の汲み取り式や単独処理浄化槽の家屋は生活雑排水を河川に流し続けることになり、環境面からは問題である。これに対しては、八尾市は従来から当補助制度と並行して、台所排水をできるだけ汚さずに河川に流すように啓発活動を実施している。下水道普及が遅れる場合、啓発活動の継続と拡充が望まれる。	

71)「交通事故をなくす運動」八尾市推進本部補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	交通対策課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と	補助金交付要綱の不備の点について、要綱改正を平成1
			照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要	6年4月1日付で行いました。
	_		がある。	
2		要綱の規定不備	補助金確定の手続きを要綱では定めていない。補助金交付要綱に	補助金交付要綱第4条にて、補助金の額について規定し
			おいて補助金確定手続を規定するべきである。現在、毎年5月頃に	ました。
			補助金を支出しているが、補助金額確定前(事業計画書入手後)に	
			支出しているのは、当協会の資金繰りの都合上必要なためとのこと	
			である。補助金額確定前に支出することが必要であれば、概算払と	
			精算の手続きを要綱上、設けるべきである。	
3		予算報告と異なる実支出の場合の	平成 14 年度の本部の予算における講師謝礼予算額は 185 千円で	補助金交付要綱第9条にて、事業計画の変更があった場
		処理	あったが、収支決算書における講師謝礼額は289千円であった。予	合の対処事項について規定しました。
			算額の 1.56 倍の実支出である。提出時の支出明細と異なっていた	
			支出内容である場合、どの程度まで流用を認めてよいのか、本部	
			では規定されていない。年度開始時に八尾市に対して事業計画	
			書、収支予算書を提出し、八尾市の承認を得ている以上、予算に	
			対する統制が図れるよう本部において規定する必要がある。	

4	入手書類の様式不備	事業計画書、事業実績報告書について、平成 14 年度で実際に作	各種様式の番号を要綱の規程にあわせるよう修正しまし
		成・入手しているものと要綱に指定される書類様式第3号、第7号と	た。
		は異なっていた。入手している情報内容として不足はないが、要綱	
		に従った様式で入手されることが望ましい。	
5	事務局が八尾市庁内にある団体へ	本部の事務局は八尾市都市整備部交通対策課内にあり、交通対	本市の事務事業評価により「交通安全啓発事業」として
	の補助	策課職員は業務時間内で本部事務局としての業務及び事業活動	評価しています。
		を行っている。したがって、実態は交通対策課職員が事務局職員を	
		兼任している状態である。当該八尾市職員の人件費のうち、事務	
		局としての業務時間に対応する分は本部への補助金と実質的には	
		同じである。本部への補助金は実際に交付されている金額に加え	
		て兼務職員の人件費分がある、ということを認識し、当該人件費分	
		を含めた補助の効果がどの程度のものであるかについて評価を行	
		う必要がある。	

72)八尾防犯協議会防犯灯補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	現在改善方針につき検討を行っております。
2		防犯灯設置計画の未策定	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定されていない。現在、防犯灯の設置の判断は各自治会で行われ、補助申請を行うと全件補助対象となる。したがって、防犯灯設置の優先順位は設けられていない。今後は、防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置とその補助を計画的に行うことが求められる。	現在改善方針につき検討を行っております。
3		防犯灯補助金の補助割合の妥当性	現在、補助金額は要綱第3条により、規定されている。平成14年度より、照度の高い(36W以上)防犯灯設置に対しては高い補助割合となっている。実態としては、ポールを新設し防犯灯を設置する場合の設置経費は60~70千円であるのに対し、既設電信柱に防犯灯を設置する場合の設置経費は30千円程度であり金額の幅が広くなっている。しかし、ポールから設置する場合とそうでない場合との設置経費に開きがあるのに、補助金額のランク分けがされていない。どの場合でも補助割合が同一となるように、補助金額計算根拠を設置経費に対する割合から算出するようにすることが望ましい。	現在改善方針につき検討を行っております。

73)特別防犯灯新設補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	現在改善方針につき検討を行っております。

74)防犯灯電気料金補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	現在改善方針につき検討を行っております。
2		補助金額の算定基準日の見直し	補助対象は9月1日時点設置の防犯灯であることを条件としているが、補助申請の添付書類は7月の電気料金請求書・領収書であり、9月1日時点設置していることが確かめられていない。一方、9月1日時点で設置していることを補助対象とすることの根拠はない。担当者によると、事務手続き上9月の請求書・領収書を入手後に補助金を支払うこととした場合は、事務手続き(補助金申請書のチェック等の手続き)に時間がかかり、3月末までに補助金を交付することができないため、7月の請求書・領収書を入手しているとのことである。9月2日以降に設置された防犯灯へは補助金が交付されないため、公平性の点での問題もある。少なくとも会計年度の半分である9月30日時点までに設置された防犯灯に対しては補助対象とすべきと考える。したがって、年度初めの4月1日時点を設置基準日として交付申請書提出期日を6月末までとし(第1回目の提出期日)、4月1日以降9月末までに設置された防犯灯については事務手続きの所要時間を考慮した上で交付申請書提出期日を11月末とし(第2回目の提出期日)、補助金を交付することを提案する。これにより、事務手続きが3月末までに間に合うことができるうえ、補助対象の公平性の問題もある程度解決できる。	現在改善方針につき検討を行っております。

75)八尾防犯協議会運営費補助金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と	現在改善方針につき検討を行っております。
			照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要	
			がある。	
2		事務局が八尾市庁内にある団体へ	協議会の事務局は八尾市自治推進課内にあり、自治推進課職員	現在改善方針につき検討を行っております。
		の補助	が業務時間内で協議会事務局としての業務を行っている。したがっ	
			て、実態は自治推進課職員が事務局職員を兼任している状態であ	
			る。当該八尾市職員の人件費のうち、事務局としての業務時間に	
			対応する分は協議会への補助金と実質的には同じである。八尾市	
			自治推進委員会への補助金は実際に交付されている金額に加え	
			て兼務職員の人件費分がある、ということを認識し、当該人件費分	
			を含めた補助の効果がどの程度のものであるかについて評価を行	
			う必要がある。しかし、協議会の事務について、自主運営することを	
			検討することが望まれる。	
3		要綱の規定不備	補助に係る手続きの流れは、要綱に従い、補助交付申請後、補助	現在改善方針につき検討を行っております。
			金交付決定、補助金交付請求を受け、補助金交付(7 月頃)、事業	
			報告(次年度 7 月)となっている。しかし、適正化法では、補助金は	
			実績報告後に補助金を確定し、その後交付する手続きが規定され	
			ており、また、補助金を確定前に交付する場合は例外的に概算払	
			によることが認められている。したがって、当要綱は当法律の手続	
			きと整合していない。要綱第 5 条において、「補助金の交付決定を	
			受けたときは、速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなけれ	
			ばならない」とあるが、「補助金の交付決定後、実績報告を受け、補	
			助金確定通知を発行した場合、速やかに補助金交付請求書を提出	
			しなければならない。ただし、補助金確定通知前に補助金の概算払	
			を請求することができる。」という内容へ変更する必要がある。	

4	補助金の見直し	八尾市における防犯施策の実施体制変更に伴い今後の安全施策	現在改善方針につき検討を行っております。
		に関する八尾市と協議会の役割分担及びそれに伴う補助の必要性	
		の再検討が望まれる。	
		また、補助金額 1,090 千円は協議会の事業計画を根拠に以前決定	
		したとのことであるが(決定時期は不明)、その後、昭和 60 年以後	
		据え置きのままである。現在の事業計画に対しては関連性のない	
		補助金額となっており、現在は1,090千円の範囲内で実施可能であ	
		る事業を実施していると判断せざるを得ない。補助効果に見合った	
		補助金額を決定すべきである。そのためには補助すべき事業内容	
		を再検討する必要がある。安全面の施策は原則的に八尾市が実	
		施し、八尾市が直接に実施するよりも協議会が実施したほうが有効	
		な事業については協議会へ補助するといった、運営費補助ではなく	
		事業費補助という形態を採用することが望ましい。	

76)水洗便所改造補助金

番	号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
	1	下水道総務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	現在改善方針につき検討を行っております。

		- 82 -	
2	補助金額の設定が不適当	現在、補助金額は改造工事1件につき1万円である。現在の金額	現在改善方針につき検討を行っております。
		は財政的な事情を考慮しているのであろうが、融資あっ旋制度利用	
		者の利子とのバランスを図ってこの水準に設定している。水洗化改	
		造工事は通常、およそ30万円~40万円程度を要するとされており	
		工事の障害となっている。補助金1万円では補助率にして2.5~3.3	
		パーセントしかなく、通常、補助金があるから早期に水洗化工事を	
		実施しようという誘導は働くとは考えられない。事実、所管部署では	
		当補助金の利用者から「1 万円ではもらえるものはもらっておく程度	
		にしかならない」との声を多く聞くとのことである。水洗便所の普及	
		を促進し、もって環境衛生の向上を図るというには補助金額が少な	
		過ぎると考えられる。	
		水洗便所の普及を促進し、もって環境衛生の向上を図る目的を効	
		果的に達成するためには、改造工事を実施する際の補助として有	
		効な水準まで補助金額を増額するべきである。事実、大阪府下の	
		他の市町でも八尾市より多い20千円から上は100千円まで例がみ	
		られる(平成 13 年 9 月 17 日付「府下各市の水洗化助成制度に関	
		する調査結果」による)。	
		その場合、融資あっ旋制度利用者との公平性を欠くとの問題もある	
		が、9 割の市民が補助金制度を利用しているのが実態である。ま	
		た、下水道普及地域で水洗便所に改造することは、八尾市に下水	
		道使用料収入が見込めるため財政面でも八尾市にとってプラスで	
		ある。	
		また、単に増額するだけでなく、工事を実施した年度で差をつける	
		べきである。現在は下水の処理を開始すべき日から 3 年以内に改	
		造工事をして下水道に接続した者に一律に1万円としているが、早	
		期に改造工事をした方が、水洗便所の普及を促進し、もって環境衛	
		生の向上を図る目的に沿っているのであるから、初年度を多くし、2	
		年目、3 年目と段階的に減額するのが望ましいと考える。年度ごと	
		に格差をつけても早く改造工事を実施した者の方が早期に下水道	
		使用料を負担するので公平性は保たれる。これも大阪府下の市町	
		で例が見られる。	

77)日本下水道事業団補助金

番号	所 管 課	項	目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針

1	下水道総務課	補助金処理の見直し	事実上、負担が強制される支出なので補助金ではなく、負担金で処	現在改善方針につき検討を行っております。
			理すべきである。実際に負担金で処理している市が多いうえ、事業	
			団からの案内にも負担金で読みかえてよいとの記述がある。八尾	
			市も次年度から負担金で処理する方針である。	

78)「八尾市」用排水路浚渫補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	河川課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	現在改善方針につき検討を行っております。

79)久宝寺寺内町まちづくり助成金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	まちづくり 推進室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と 照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要 がある。	八尾市補助金交付規則を受けて一定の整理を図ります。
2		要綱の整備	要綱上、補助金返還規定、工事変更規定が無い。市民に配布するパンフレットで運用しているとのことであるが、市の裁量部分がなくなるように要綱上、明記するべきである。	平成 16 年 4 月 1 日付けで要綱改正を行いました。

		∪ ¬	
3	補助効果の把握が不十分、補助金	八尾市は補助効果の把握が十分でなかった。魅力ある都市景観の	平成14年度に事業効果の把握をしたものであるが、今
	廃止後の課題	形成を目的とした事業の性質から、その補助効果は把握しにくい面	後一定期間の事業の進捗を伺いながら、事業評価を行い
		もあるが、八尾市は寺内町の整備構想策定段階の平成 2 年度と、	ます。
		平成 14 年度の補助制度見直しに際して実施した住民意識調査し	
		かデータをとっていなかった。民間家屋等への補助事業の効果は、	
		道路、水路、公園等の都市施設整備の進捗とあいまって、寺内町	
		地域全体の保全整備事業の効果として次第に市民に認知されるも	
		のであると考える。一定期間ごとに、定量的な評価指標を使用して	
		効果を把握するなどすれば、後年のまちづくりに活用できたと考え	
		られることから、定期的、継続的に適切な評価指標により補助効果	
		を把握すべきであった。当補助金は5年後の平成19年に廃止する	
		予定である。地域の景観を形成する重要な要素である「特に優れた	
		町屋・社寺」について約 4 割が未改修であるため今後一定期間の	
		事業継続は必要と考えられるが、八尾市の基本方針である「住民	
		主導のまちづくり」へ移行していくためには、永続的に私的住居・建	
		物への補助の継続は適当ではなく、廃止は妥当である。	
		本来、まちの景観は何世代にも亘って少しずつ形成されていくもの	
		であり、まちづくりには長期の視点が不可欠である。 長期的視点に	
		たって八尾市の基本方針である「住民主導のまちづくり」の継続を	
		考えた場合、母体となる住民ネットワークの構築をどうするか、建物	
		の老朽化対策をどうするか、修繕計画をどうするか、外部の支援団	
		体の活用をどうするか等、解決すべき個別課題は多数ある。これら	
		の課題に対しては、住民から構成される「久宝寺寺内町まちづくり	
		推進協議会」が中心に解決策を模索することになるが、難しい課題	
		もある。	
		八尾市は住民主導のまちづくりを見守りつつ、まちづくりが行き詰ま	
		った場合など必要な時には、住民に対して、情報提供や提案を行う	
		べきである。そのためには、継続した事業評価は欠かせないと考え	
		პ ,	

80)生垣等設置奨励助成金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	みどり室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則に基づき改訂予定です。

2	生垣設置奨励助成対象範囲につい	生垣設置費用の助成対象は、八尾市緑化条例施行規則の別表 3	「新設」の意味を「新たに設置する場合のみ」とし運用の
	て	では、「新設」となっているが、現在は植え替え設置の場合にも助成	予定です。
		が行われている。緑化の推進という奨励助成の趣旨から運用上、	
		「新設」の意味を広〈解釈して対応しているとのことであるが、「新設」	
		の意味を緑化条例施行規則で明確にして、運用することが望まれ	
		3 .	
3	生垣設置奨励助成要綱の見直しに	(A)生垣設置確認	ご指摘の内容につきましては修正を行いました。
	ついて	生垣設置完了後、現地をみどり室の担当者が現地確認し、様式第6	
		号「生垣設置確認調書」を作成しているが、要綱上は様式第 6 号に	
		より現地確認報告を行う記載になっていない。要綱第 7 条を「・・・現	
		地を確認し、生垣設置確認調書(様式6号)により、助成金の交付に	
		ついて確定し、速やかに生垣設置奨励助成金交付確定通知書(様	
		式第5号)により・・・」に修正するのが望ましい。	
		(B)支払に関する手続	
		交付確定後の支払に関する手続の記載がないので第7条第2項と	
		して、「前項の規定により、助成金の交付を受けようとする者は、助	
		成金交付確定通知書を受けとった日以後、速やかに助成金交付請	
		求書(様式7号)を提出しなければならない」と修正するのが望まし	
		\1 ₀	
4	生垣設置奨励助成の必要性の検討	新設設置助成件数は、平成 12 年度 1 件、平成 13 年度 2 件、平成	指摘事項について検討中です。
	について	14 年度 6 件と少な〈、助成開始後 17 年経過しており、また、本来、	
		生垣設置費用は設置者が負担すべきものであり、助成の必要性が	
		薄らいだと思われるので、助成の廃止も検討すべきである。	

81)大阪外環状線鉄道建設費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	まちづくり 推進室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要があ	
			3.	

82)バスカ・ドシステム整備費補助金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	交通対策課	要綱の表現が不正確	要綱第 7 条にある「公共交通移動円滑化整備費補助金交付決定通知書の・・」とあるのは、「自動車事故対策費補助金交付決定通知書の・・」の誤りであった。しかし、実際の補助金は、正し〈自動車事故対策費補助金の手続きにより、算定していた。	要綱の文言の誤りについて、訂正を行いました。

2	領収書の入手不備	八尾市は、バスカードシステム設備設置工事業者が作成した完成工	領収書については、工事業者発行の領収書を八尾市に
		事届、請求書をバス事業会社経由で入手している。しかし、領収書に	対して提出を受けました。
		ついて、八尾市はバス事業会社に対して提出を要請していなかった	
		ため、入手していなかった。当補助対象事業は単発的な取引であり、	
		工事等単発的な取引については、工事業者発行の領収書を八尾市	
		へ提出させるよう指導することが望ましい。	
		領収書原本の入手が不可能であれば、原本を八尾市担当者が確認	
		した後領収書コピーを入手し、その旨の記録を領収書コピーに行うこ	
		とが必要である。	

83)八尾市私道舗装助成金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	土木工営所	補助率の見直し	当該事業については、補助率は当初(昭和 48 年)市が 2 分の 1 負	補助率の負担割については、相当の歴史・経緯があり
			担、地元住民が2分の1負担だったのが、全額八尾市負担へと補助	将来に向けての補助率縮減を目指していくには、論議・
			率が高くなっていった経緯がある。しかし、個人の財産価値を高める	協議等時間が必要です。
			工事代金を補助対象とする補助金の補助率を 100%とする根拠はな	平成 16 年度については、見直し案を前提にして補助対
			い。補助金交付基準の、「健全な財政基盤の確立のために、聖域を	象基準の明確化と市事業としての取り組みも視野に入
			設けることなく、行政全般について見直しを図る」という趣旨を汲ん	れて検討を図ります。
			で、当該補助率についても八尾市補助金等交付基準に従った見直し	
			が必要と考える。	
2		助成金交付先の請求書・領収書の	工事請負契約書の提出は要求されているが工事業者からの領収書	工事契約は、地元申請者と施工業者とで交わされてお
		入手	等、請求書等の提出は要綱上定められていない。しかし、交付され	り、工事請負契約書の写しの提出を求めています。
			た助成金が実際に全額補助対象工事に支出されることを確認するた	又、支払いについては、直接施工業者へ支払いできる
			めに、八尾市は事後であっても領収書を入手し検証することが必要	手続きとして「代理受理」制度も取り入れています。
			であり、これを要綱条定めるべきである。また、支出内容を確認する	助成金の支出を確認していくために、平成 16 年度より、
			ために、工事完了届と同時に請求書の写しを入手することも必要で	請求書・領収書を入手しています。
			あり、請求書の提出も要綱上定めるべきである。	